

2017

12

DECEMBER

Vol.71

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 大都
泉北助松埠頭

特集

産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言
平成29年3月 環境省
産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会

廃棄物管理士講習会

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

10,000円 (資料代/消費税込み)

開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成30年	1月26日(金)	1日	100名
	3月23日(金)	1日	100名

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



- 本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- 本講習会の修了者は、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。
- 本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- 本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご活用いただけます。

C O N T E N T S

特集●産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言

平成29年3月 環境省

産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会

2

行政情報●

- 建設系マニフェスト「水銀使用製品産業廃棄物」の記入のしかた（平成29年9月）
- 建設廃棄物処理委託契約書の改訂について
- 水銀廃棄物の規制措置に伴う「産業廃棄物処理委託契約書の手引」追補のお知らせ（平成29年9月21日）
- 地域別最低賃金額が改定されました

20

事業報告●

- 施設見学会
- 電子マニフェスト操作体験セミナー（第5回～第7回）
- 廃棄物不適正処理巡視事業
- 改正廃棄物処理法施行令等（水銀関係）の施行直前セミナー
- 徳島県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会
- 東大阪市ECOファミリーフェスタ2017
- 災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定調印式（大阪市）
- 全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
- 第2回電子マニフェスト個別導入説明会
- 平成29年度大阪府環境衛生功労者知事表彰
- 先進事例調査施設見学会

30

廃棄物処理先進事例調査●

- 第23回 極東開発工業株式会社 横浜工場

34

事業案内●

- 電子マニフェスト操作体験セミナー
- 産廃塾
- リスクアセスメント推進研修会
- 廃棄物収集作業向上研修会

40

会員紹介●株式会社 大都

42

バックナンバーのご案内●

- Clean Life
- よくわかるシリーズ
- 廃棄物法制等普及促進シリーズ

47

編集後記●

50

表紙写真提供：株式会社 大都

本社 〒552-0022 大阪府大阪市港区海岸通2-1-11

表紙 泉北助松埠頭 〒595-0074 大阪府泉大津市小津島町2-3

特集

産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言

平成29年3月 環境省
産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会産業廃棄物処理業の振興方策
に関する提言
(概要版)

産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会

目次

1. 振興方策に関する提言の背景と目的…………… 1
2. 産業廃棄物処理業を巡る社会経済動向…………… 3
3. 産業廃棄物処理業の取組動向…………… 9
4. 産業廃棄物処理業の課題解決に向けた事業戦略…………… 20
5. 産業廃棄物処理業の振興方策…………… 27

1. 振興方策に関する提言の背景と目的

1

1. 振興方策に関する提言の背景と目的

提言の背景

- 産業廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラである。また産業廃棄物の収集運搬・処分に関わる業自体が広い意味でのインフラであり、その社会的位置づけは年々重くなってきている。しかしながら、依然として市民からは迷惑施設として認識されており、その施設の立地に当たっては周辺住民からの反対を受けがちであるのが現状である。
- 他方、産業廃棄物処理業者の中には、地域社会と連携しつつ、地域の雇用創出、地域経済の発展、地域循環圏の構築等に貢献している者も徐々に出てきており、こうした動きを促進することが産業廃棄物処理業の社会的地位を向上させ、また必要な施設の立地を促進し、さらには循環型社会の構築を進める上で重要となっている。

提言の目的

- 「産業廃棄物処理業の振興方策」（以下、「振興方策」という。）に関する提言は、産業廃棄物処理業が我が国の社会経済システムに不可欠なインフラとして、地域と共生しながら持続的な発展を図るための方向性を定めるとともに、国や地方自治体、排出事業者等関係者との連携により、その実現を促すための支援方策の具体的な内容を示すことを目的として作成する。

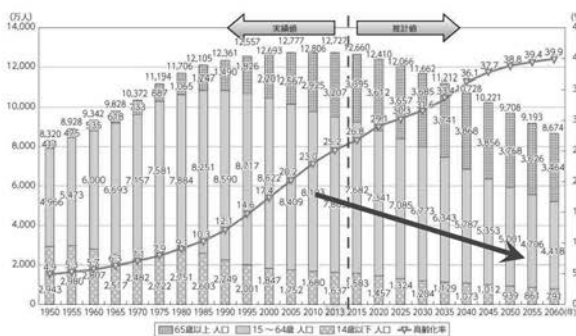
2

2. 産業廃棄物処理業を巡る 社会経済動向

2-1-1. 産業廃棄物処理業の今後に影響を与える主要動向

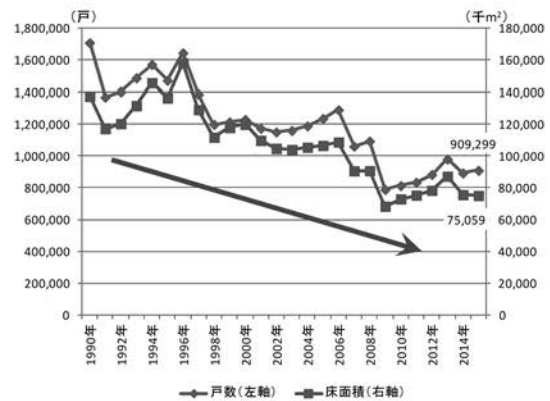
- ・「人口減少」：1995年をピークに減少を始めている生産年齢人口（15～64歳）は、2015年の7,700万人から、2020年には7,300万人、2030年には6,800万人に減少（約12%減）すると推計されている。
- ・「ストック型社会への転換」：高度成長期に整備された固定資産の有効活用と、所有意識の低下や需要減少に伴う耐久消費財等の新規販売量の減少が進みつつある。社会資本の老朽化に伴う建設廃棄物は増加するほか、例えば、新車販売台数や新設住宅着工は1990年に比べて半減している。

人口減少



出典：2010年までは国勢調査、2013年は人口推計12月1日確定値、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
図 我が国の高齢化の推移と将来推計

ストック社会



出典：国土交通省「住宅着工統計」（平成29年1月6日更新）より作成
図 新設住宅着工の推移

2-1-2. 産業廃棄物処理業の今後に影響を与える主要動向

- ・「環境制約」：国内の最終エネルギー消費量は2013年度の3億6100万klから、2030年度には3億2600万klに削減、さらに総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は、2013年度の10.7%から、2030年度には22～24%程度に上昇させることとしている。
- ・「資源制約」：世界の人口・経済の成長に伴って、資源需要や廃棄物発生量が増加する見込み。廃棄物発生量は、2010年の約104.7億トンから、2025年には約148.7億トンに増加すると推計されており、再資源化の需要は高まると考えられる。さらに、国際資源循環の重要度も増しており、我が国でも、特定有害廃棄物等の輸入量は、電子部品スクラップ、電気炉ダスト、金属含有スラッジなどを中心に増加している。

環境制約

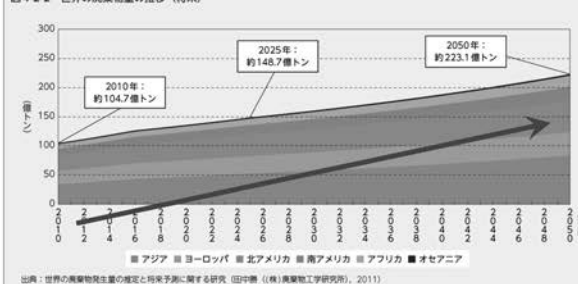
表 温室効果ガス削減目標積み上げに用いたエネルギーミックス

	2013年度	2030年度
●最終エネルギー消費量	361百万kl	326百万kl
●総発電電力量	9,666億kWh	10,650億kWh程度
再生可能エネルギー	10.7%	22%～24%程度
原子力	1.0%	22%～20%程度
石炭	30.3%	26%程度
LNG	43.2%	27%程度
石油	14.9%	3%程度

出典：経済産業省「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月)

資源制約

図4-2-2 世界の廃棄物量の推移(将来)



出典：環境省「平成23年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

図 世界の廃棄物量の推移(将来)

2-1-3. 産業廃棄物処理業の今後に影響を与える主要動向

- ・「企業の社会的責任」：2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、「持続可能な生産消費形態」の確保や、保健、教育、格差拡大などの社会的課題の解決に向けた目標が掲げられている。さらに、企業活動に関して、ISO20400 (持続可能な調達) が2017年に発行予定となっており、そうした持続可能な開発に向けた企業の社会的責任について、調達面から見たサプライチェーン管理がより重要になると考えられる。

SDGs

<「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」の例>

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、**製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。**
- 12.5 2030年までに、**廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。**
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取組を導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。

出典：「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(外務省仮訳)

表 持続可能な調達に関する基準例

全般	法令遵守／報復行為の禁止
環境	省エネルギー／低炭素・脱炭素エネルギーの利用／その他の方法による温室効果ガスの削減／3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進／容器包装等の低減／汚染防止・化学物質管理・廃棄物管理／資源保全に配慮した原材料の採取／生物多様性の保全
人権	国際的人権基準の遵守・尊重／差別・ハラスメントの禁止／地域住民等の権利侵害の禁止／女性の権利尊重／障がい者の権利尊重／子どもの権利尊重／社会的少数者(マイリテイ)の権利尊重
労働	国際的労働基準の遵守・尊重／結社の自由、団体交渉権／強制労働の禁止／児童労働の禁止／雇用及び職業における差別の禁止／賃金／長時間労働の禁止／職場の安全・衛生／外国人・移住労働者
経済	腐敗の防止／公正な取引慣行／紛争や犯罪への関与のない原材料の使用／知的財産権の保護／責任あるマーケティング／情報の適切な管理／地域経済の活性化

出典：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード(第1版)」より作成 6

2-2-1. 産業廃棄物処理業の振興に向けた示唆

・産業廃棄物の発生量は、「人口減少」や「ストック型社会への転換」が減少要因として働くものの、国・自治体の財政状況やメガFTA等による国際貿易構造の変化などによって、大きく影響を受けると考えられる。

表 資源種類別の産業廃棄物発生量に影響を与える社会経済動向や要因の例

資源の種類	影響を与える主な排出事業者の業種	影響を与える社会経済動向	社会経済動向に影響を与える要因
土石系資源	行政機関 電力・ガス・熱供給・水道業 建設業、窯業・土石製品製造業	インフラ老朽化等に対するライフサイクルコストの低減 建設需要の低下・地域的集中	国・自治体の財政状況 長寿命化技術・ニーズ 災害発生規模・頻度 自治体の規制状況 輸送コスト
金属系・化石系資源	産業機械等製造業 耐久消費財製造業 情報通信・運輸・金融等の装置型サービス業	サービス経済化の進展 所有志向の低下	メガFTA等による国際貿易構造の変化 所有志向の低い世代の転換
バイオマス系資源 (厨芥類)	農林水産業 食品加工業 流通・飲食サービス業 その他サービス業	食品ロスの発生抑制 安全志向の高まり	メガFTA等による国際貿易構造の変化 食習慣の変化

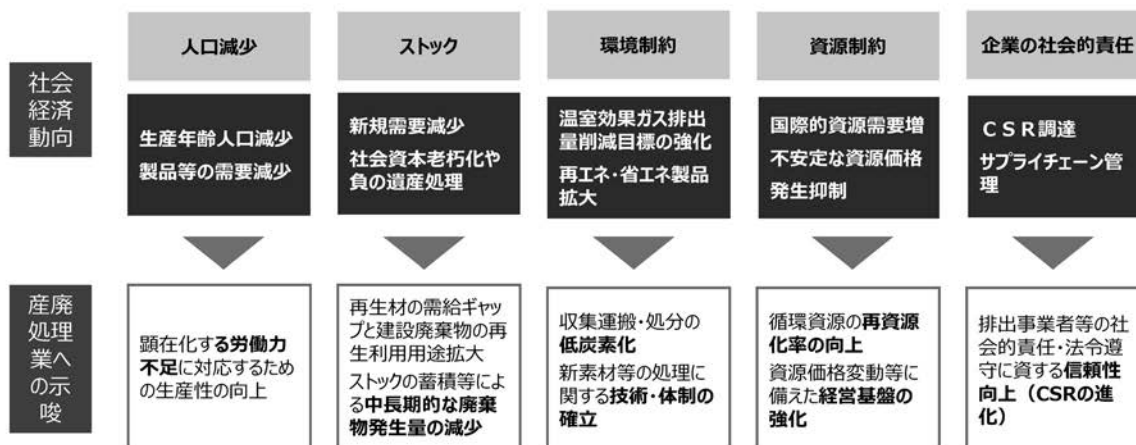
7

2-2-2. 産業廃棄物処理業の振興に向けた示唆

・「人口減少」「ストック型社会への転換」は廃棄物発生量の減少をもたらす要因となるが、「環境制約」「資源制約」の下で社会的役割を果たすため、産業廃棄物処理業は、収集運搬・処分の低炭素化、新素材等の処理に関する技術・体制の確立、循環資源の再資源化率の向上などが求められる。

・また、そうした排出事業者等の社会的責任や法令遵守に 대응するため、CSR調達やサプライチェーン管理に貢献することなどを通じた信頼性の向上（CSRの進化）が求められる。

・さらに、こうした役割に対応するには、顕在化する労働力不足に対応するための生産性の向上や、資源価格変動等に備えた経営基盤の強化を図る必要がある。



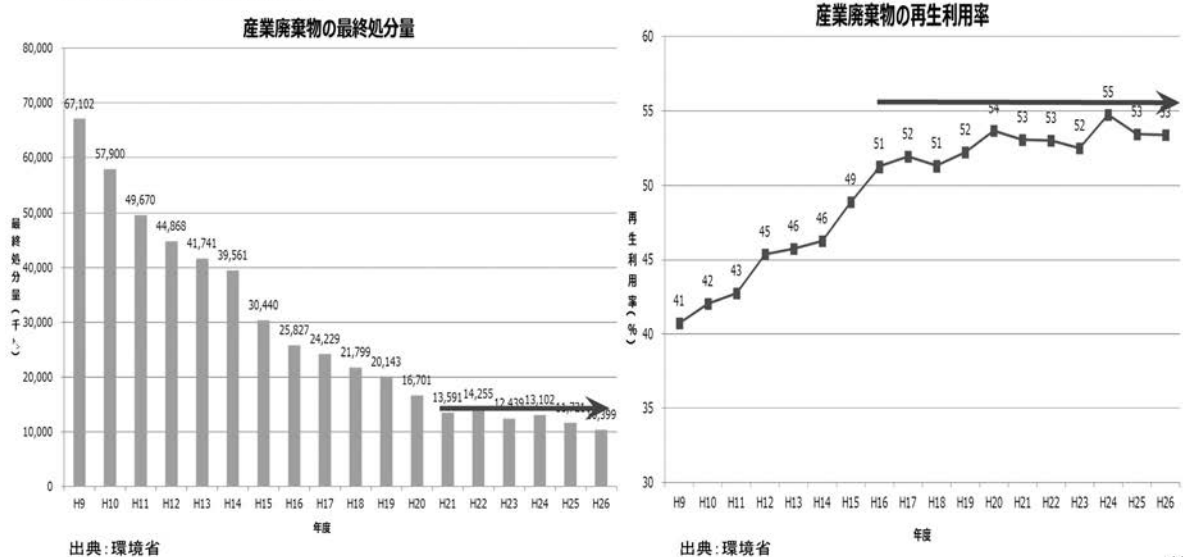
8

3. 産業廃棄物処理業の取組動向

9

3-1-1. 産業廃棄物処理の現状（最終処分量と再生利用率）

- ・最終処分量は平成9年度の約6千7百万トンから平成26年度には約1千万トンへと約85%減少してきていたが、昨今は横ばいの傾向が見られる。
- ・一方、再生利用率は平成9年度から平成17年度までは着実に上昇してきたが、その後は50%強の水準で推移している。

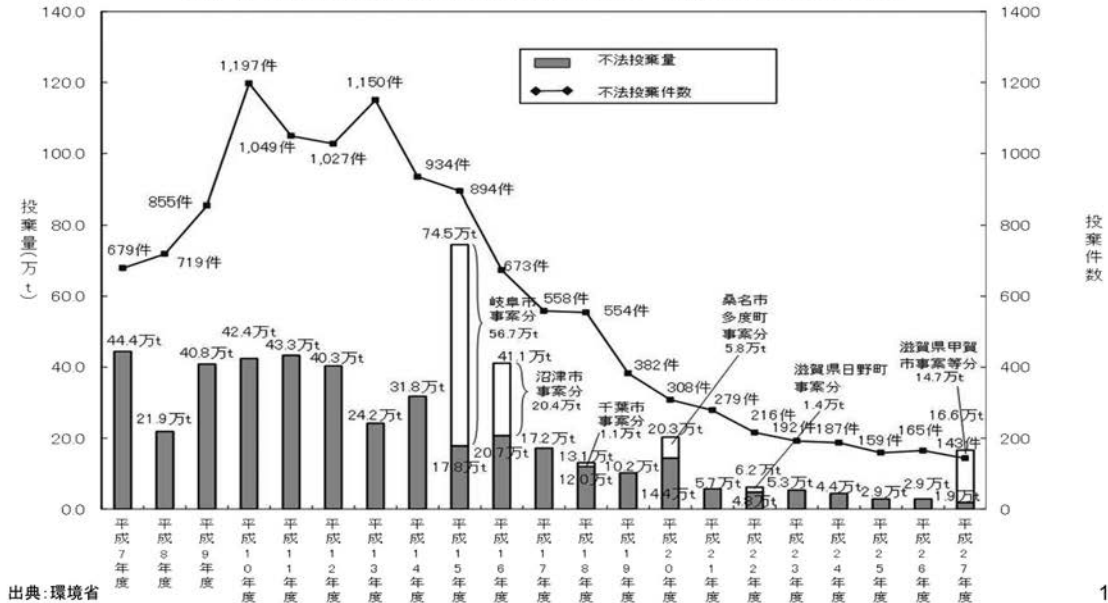


10

3-1-2. 産業廃棄物処理の現状（不法投案件数及び投棄量）

・不法投棄については、件数・投棄量ともに平成10～13年度をピークに大幅に減少しており、未然防止等の対策が成果をあげてきているが、未だ撲滅には至っていない。

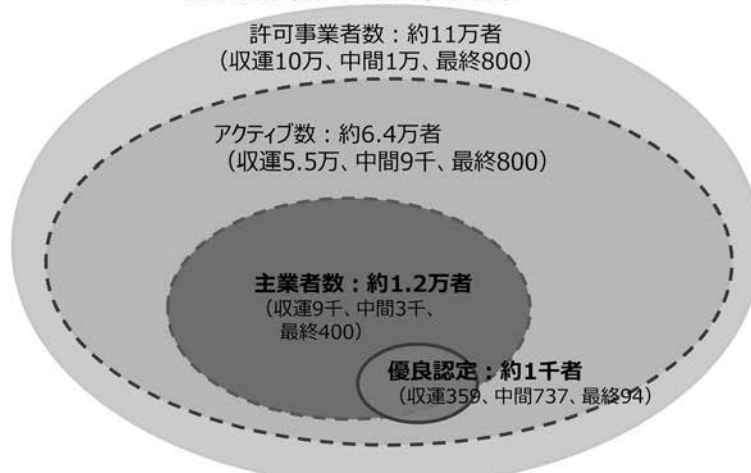
不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）



3-2-1. 産業廃棄物処理業界の実態（事業者数）

- ・産業廃棄物処理業の許可を持っている事業者は約11万者存在するが、実際に業を行っているアクティブな事業者数は約6万社と全体の6割程度である。
- ・産業廃棄物処理業を主業（売上高の割合が50%以上）とする事業者数は約1.2万者と、全体の1割程度。加えて、優良認定事業者数は約1千者であり、主業者数と比べ大きな開きがみられる。

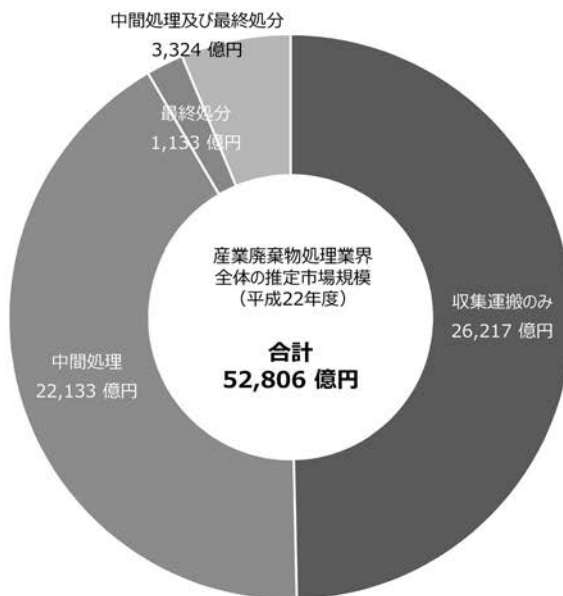
産業廃棄物処理業の事業者数



出典：（許可事業者数）環境省・産業廃棄物処理業者情報検索システム（平成29年1月19日）
（アクティブ数、主業者数）みずほ情報総研による推計
（優良認定）産業廃棄物処理事業振興財団提供

3-2-2. 産業廃棄物処理業界の実態（国内市場規模）

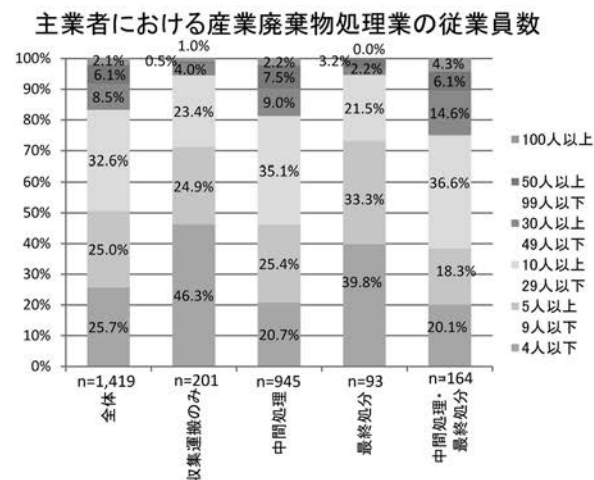
・国内における産業廃棄物処理業界全体の推定市場規模は、約5.3兆円と推定される。



データ出典：環境省「平成23年度産業廃棄物処理業実態調査業務報告書」 13

3-2-3. 産業廃棄物処理業界の実態（従業員数）

・主業者における産業廃棄物業の従業員数は、収集運搬のみの場合、約半数が4人以下であり100人以上では1%に過ぎず、他方中間処理を行っている処理業者では従業員規模の大きい事業者の割合が多くなるが、全体でも100人以上の事業者は2.1%と、圧倒的多数の処理業者は100人に満たない。



主業者における産業廃棄物処理業の平均従業員数

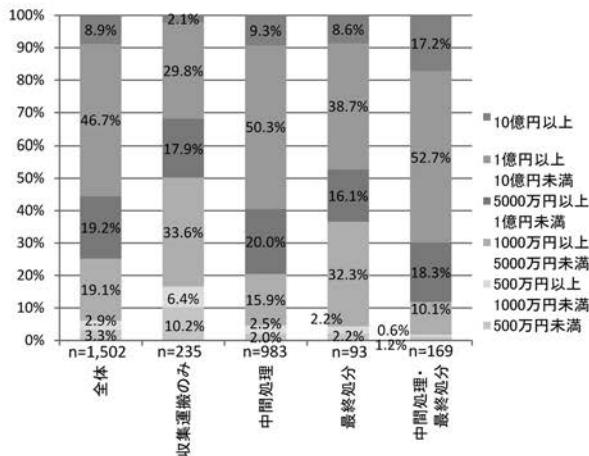
業種	平均従業員数
収集運搬のみ	9人
中間処理	20人
最終処分	9人
中間処理・最終処分	29人

データ出典：環境省「平成23年度産業廃棄物処理業実態調査業務報告書」

3-2-4. 産業廃棄物処理業界の実態（売上高）

- 主業者における産業廃棄物処理の売上高は、収集運搬のみの場合、10億円以上の事業者の割合は2.1%に過ぎず、中間処理や最終処分でも収集運搬のみに比べると、売上高の大きい事業者の割合が多くなるが、全体でみても、10億円以上の事業者は1割に満たないものの、100億円以上の大規模事業者も存在。

主業者における産業廃棄物処理業の売上高



主業者における産業廃棄物処理業の平均売上高

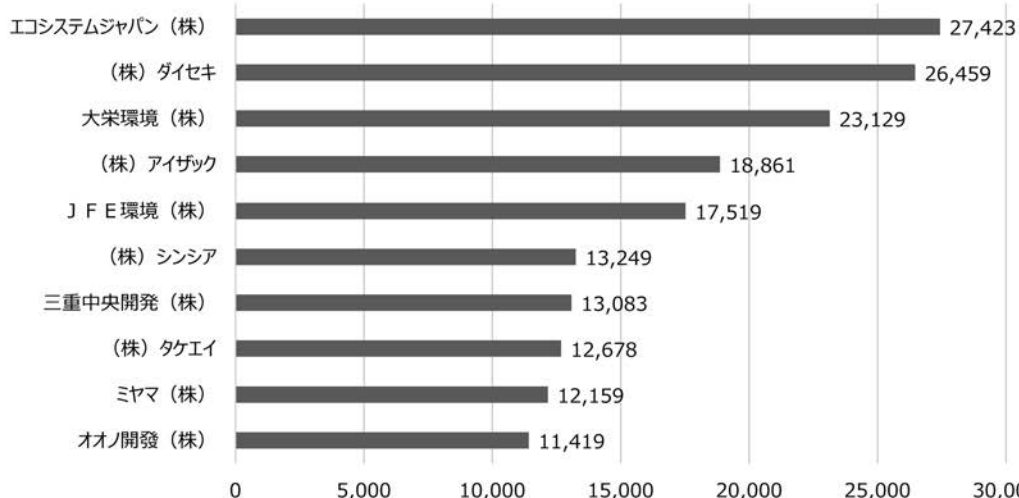
業種	平均売上高
収集運搬のみ	16,267万円
中間処理	41,736万円
最終処分	32,845万円
中間処理・最終処分	66,977万円

データ出典：環境省「平成23年度産業廃棄物処理業実態調査業務報告書」

3-2-5. 産業廃棄物処理業界の実態（国内売上上位）

- 大手10社を見ると、その売上規模は110~270億円規模となっている。（グループ連結ではなく、個社としての売上規模。）

国内産業廃棄物処理業の売上高上位10社 単位：百万円



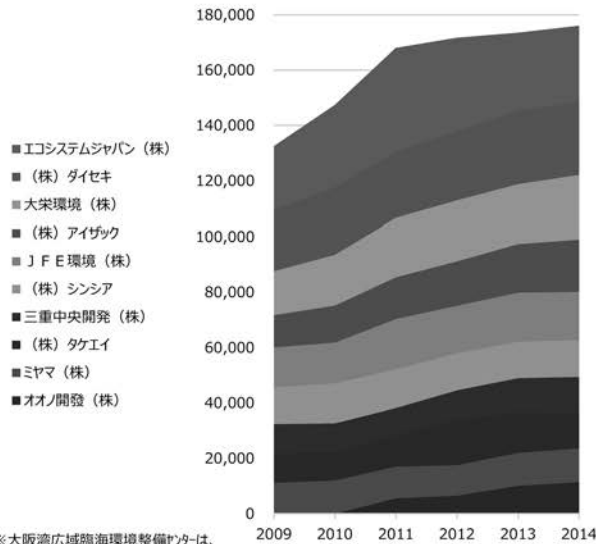
※大阪湾広域臨海環境整備センターは、公共関与の機関の為、対象外とした

データ出典：帝国データバンク（産業廃棄物処理業、2014年度実績）

3-2-6. 産業廃棄物処理業界の実態（大手事業者）

・国内売上高上位10社の売上高合計は拡大傾向にあり、2014年実績で約1,759億円に及んでいる。

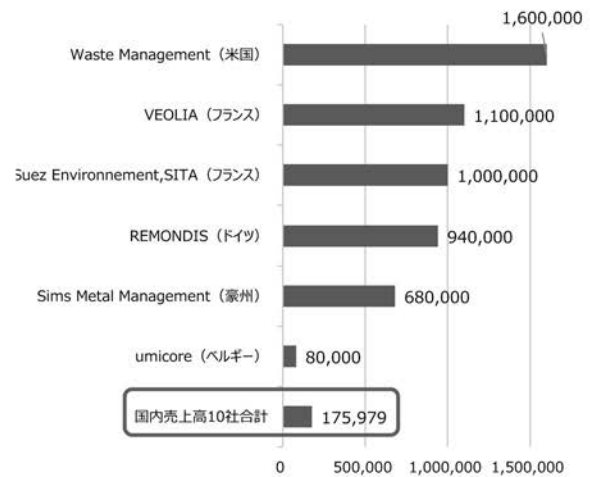
国内大手10社の売上高推移 単位：百万円



※大阪湾広域臨海環境整備センターは、公的機関の為対象外とする

データ出典：帝国データバンク（産業廃棄物処理業、2014年度実績）

欧米主要企業の売上高(百万円)



データ出典：経済産業省「平成27年度内外一体の経済成長にかかる国際経済調査事業（EUとの規制協力：日EUの資源効率に関する動向等調査）報告書」

※欧米では、積極的なM&Aにより個社で1兆円超の売上高を計上している企業により、寡占状況が生まれている。

3-3. 個別企業等による取組の動向

・過去10年に遡って専門紙誌等に掲載された個別事業者による主要な取組について、その狙いや社会的な意味合いを踏まえて整理を行うと、以下の6つの取組テーマに類型化することができる。

事業基盤の強化・拡大	◆「トータルソリューション導入による排出事業者への安全・安心の提供」「宅配事業者との連携による小型家電リサイクルシステムの高度化」「食品リサイクルと再生可能エネルギー供給を両立するメタン発酵発電施設の整備」、「株式市場への上場」等を通じて、事業基盤の強化・拡大を通じた競争力強化を図る取組
企業連携・業務提携・M&A	◆「トータルソリューション提供を見据えた営業部門の統合」「スクラップ処理業との業務提携による処理時のスケールメリット確保」「新規営業エリアにおける施設と許可の同時獲得を目的としたM&A」等を通じて、業界内における自社の位置付け確保を目指す取組
マーケット拡大	◆「海外における廃プラスチックセメント燃料化事業への参入」「廃棄物処理施設の建設におけるPFI事業／運転管理におけるDBO事業等への参入」等の分野を含め、将来的な産業廃棄物発生量減少に伴う既存の国内市場縮小等を見据えてマーケット拡大を目指す取組
地域との共生	◆「焼却時エネルギーを活用したハウス栽培等農業分野への参入」「バイオマス発電で獲得したオフセットクレジットの地方公共団体への寄贈」「非常時の災害廃棄物処理支援に資する事業者連携体制の整備」等、地域からの評価を高めつつ迷惑施設との認識を脱却するための取組
人材育成・確保	◆「民間企業による優良事業者評価、育成及びネットワーク化の推進」「民間企業や業界団体が提供する廃棄物処理・リサイクル分野の教育プログラム導入」や「経営層向けのビジネス研修への参画」等を通じて、企業の安定的且つ持続的な発展の前条件となる人材確保・育成を図るための取組
CSR活動	◆業界団体等が主導して、「CSR調達ガイドラインの作成」「人権に配慮した企業活動に係る研修会」「女性・障害者・シニア社員等のダイバーシティ雇用の拡充」等、経済・経営、環境保全活動、社会貢献活動の三つの柱をバランス良く推進し、身近な取組を通じて業界全体のイメージ向上を図るための取組

3-4. 排出事業者側及び産業廃棄物処理業界の取組方針

- ・一般社団法人日本経済団体連合会は「循環型社会形成自主行動計画」で産業廃棄物の最終処分量について2020年度に2000年度実績比70%程度削減を目指しており（2015年度実績で約73.4%削減と目標は前倒し達成）、併せて資源循環の質の向上を視野に、業種ごとの独自目標を設定し、取組を進めている。
- ・一方、その実現主体となる公益社団法人全国産業廃棄物連合会も「受け手としての“廃棄物処理処分”から 創り手としての“資源とエネルギーを製造する”業界へ」との方針を示しており、業界としての「低炭素社会実行計画」を策定するなど、排出事業者側の期待に応える姿勢が明確となっている。

【「低炭素社会実行計画」で掲げられた定量目標】 全国産業廃棄物連合会 平成29年3月

区分	目標年度	定量目標 (基準年：2010年度)	備考	
全国産業廃棄物連合会会員企業 による温室効果ガス排出量	2020年度	±0%	・2018年度～2022年度の5年間の排出平均値をもって評価 ・2028年度～2032年度の5年間の排出平均値をもって評価	
	2030年度	-10%		
収集運搬業の燃費	2030年度	10%改善	-	
中間処理業の焼却時	発電量	2030年度		2倍
	熱利用量	2030年度		2倍

データ出典：公益社団法人全国産業廃棄物連合会「低炭素社会実行計画」

19

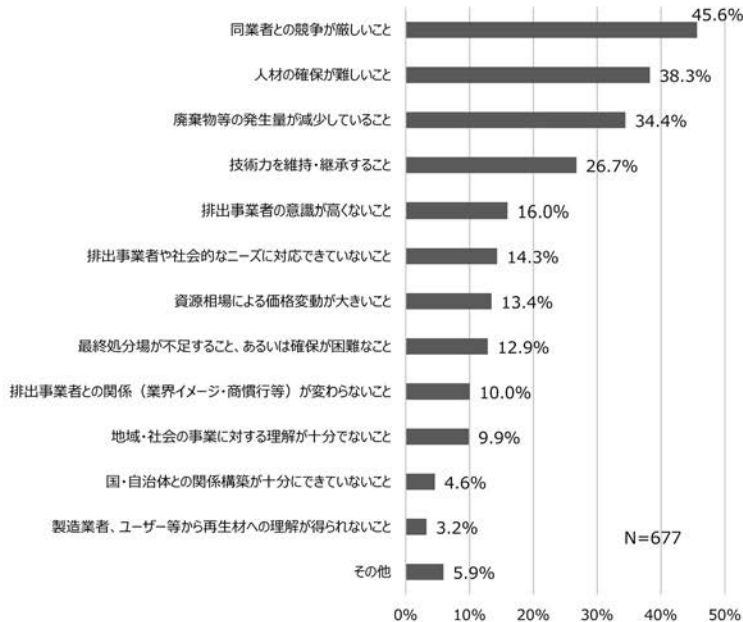
4. 産業廃棄物処理業の課題解決に向けた事業戦略

20

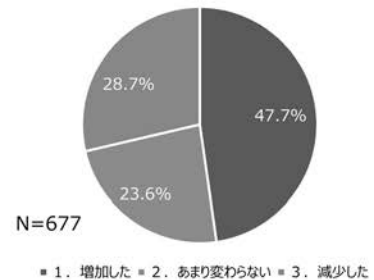
4 - 1. 産業廃棄物処理業が抱える課題

・業界内での競争は激化しつつあり、人材の確保等も困難になりつつある。また、処理量が増加している事業者と減少した事業者への二極化が進みつつある。なお、最低賃金が1,000円未満の事業者が約64%を占めるなど、業界内の雇用条件が高いとは言えない。

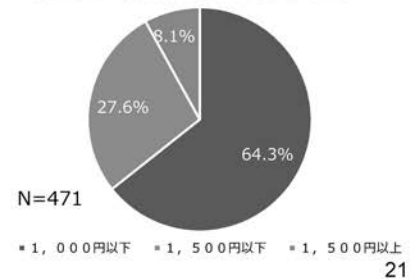
【産業廃棄物処理業界の課題認識】



【10年前との比較における廃棄物処理量の変化】

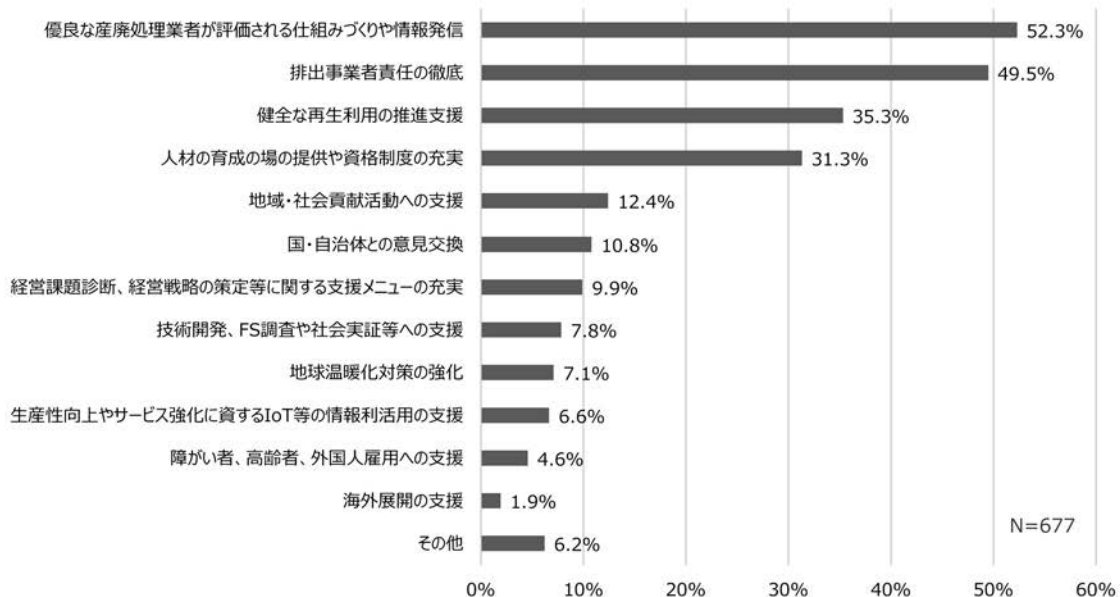


【産業廃棄物処理業の最低賃金】



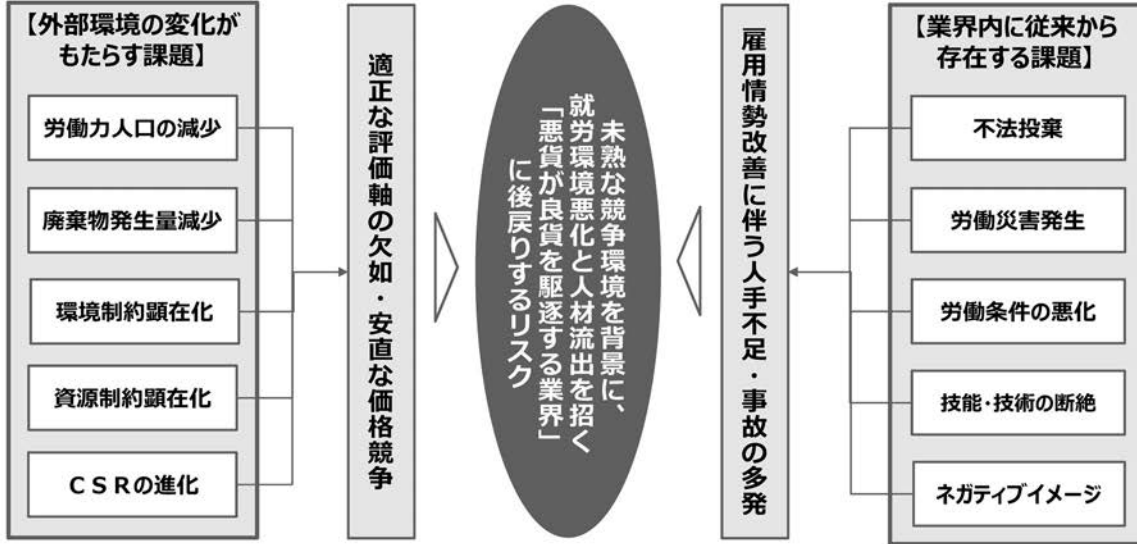
4 - 2. 国や自治体等への要望

・国や自治体等に対して、「優良な産廃処理業者が適切に評価される仕組み作り」や「排出事業者責任の徹底」への要望が最も強い。更に、「健全な再生利用の推進支援」や「人材の育成の場の提供や資格制度の充実」等を求める声が続いている。



4-3. 産業廃棄物処理業が直面するリスク

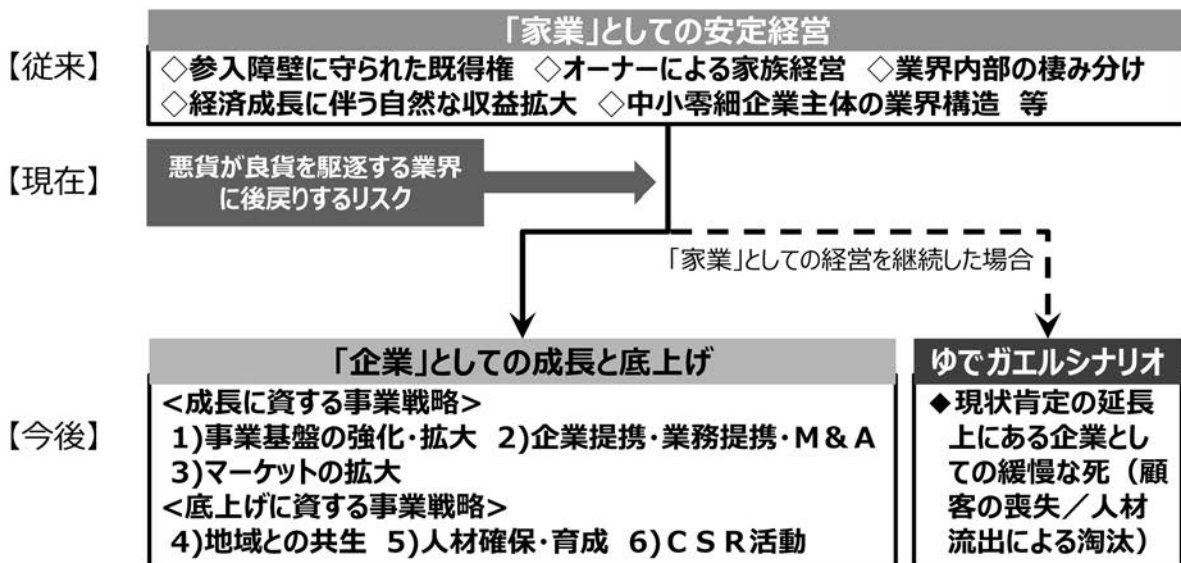
・業界内の競争激化や新たな役割を求める外部環境の変化は、適正な評価軸が欠如したままに安直な価格競争をもたらしかねない。また、全国的な雇用情勢改善に伴い、低水準に留まる賃金やネガティブイメージなど、従来から存在する諸課題も顕在化してきている。未成熟な競争環境に加え、就労環境の悪化と人材流出により、「悪貨が良貨を駆逐する業界」に後戻りするリスクが高まっている。



23

4-4. 「家業」からの脱却

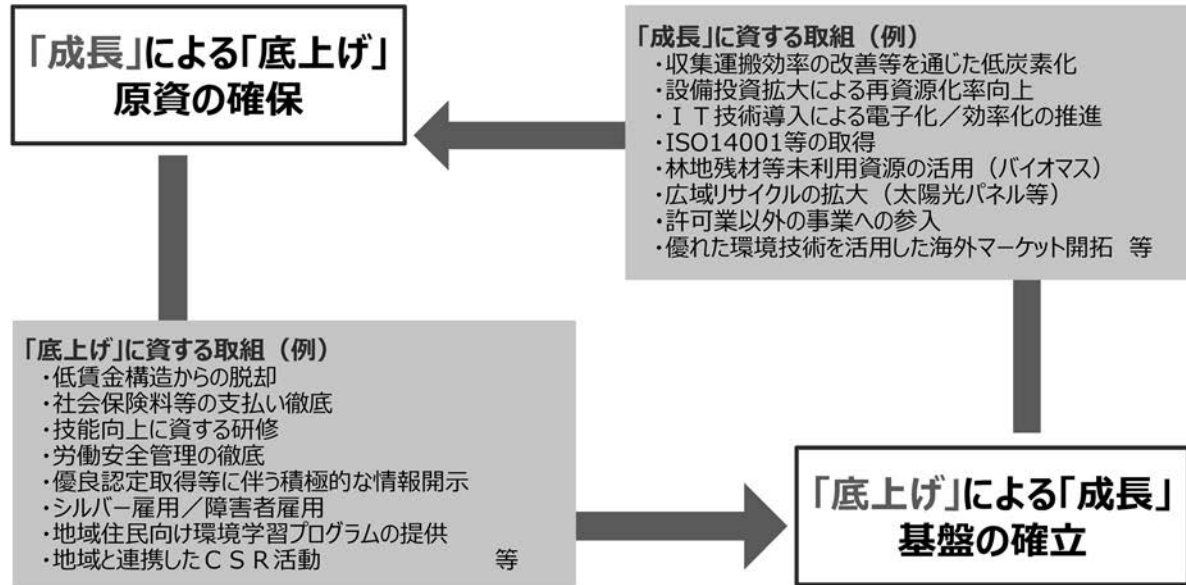
・社会経済動向に伴うリスクが顕在化しつつあり、このままでは従来の経営の延長線上でゆっくりと事業基盤を喪失する「ゆでガエルシナリオ」に陥りかねない。「企業」としての成長と底上げが求められている。



24

4-5. 「成長」と「底上げ」の両立の必要性

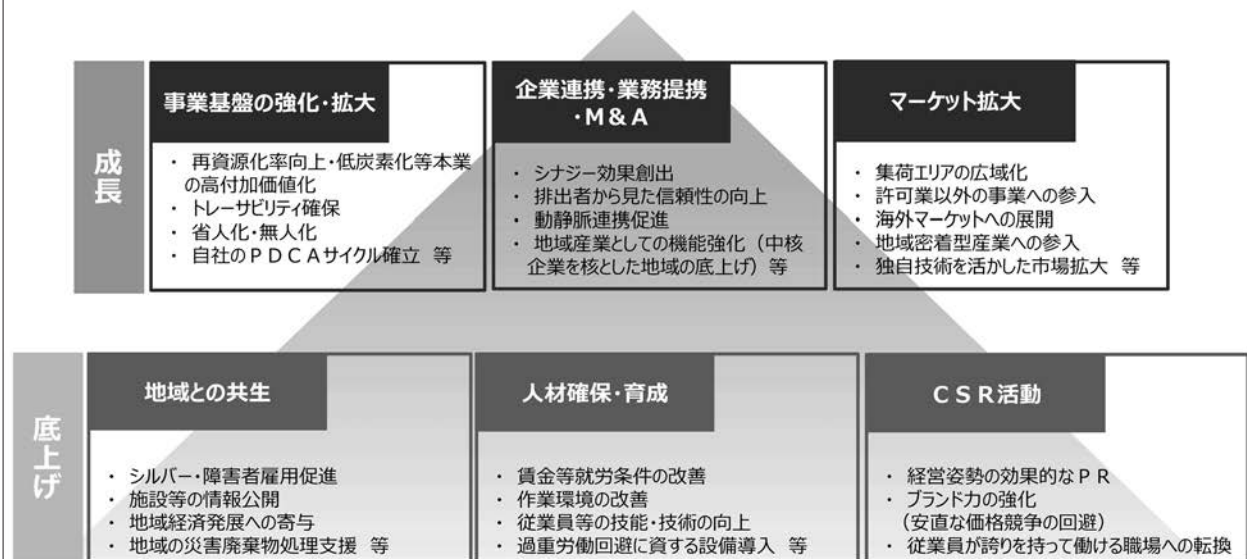
・産業廃棄物処理業が「底上げ」を図るには、その原資確保のための健全な売上高拡大が不可欠となる。他業種と同様に、「成長」により獲得した原資を「底上げ」のために有効活用して、更なる「成長」に向けた基盤整備に資するという民間企業としての好循環を生み出していくべきと言える。



25

4-6. 産業廃棄物処理業が挑むべき事業戦略の方向性

・産業廃棄物処理業を営む企業が挑むべき方向性は、「成長」に向けた事業戦略と「底上げ」に向けた事業戦略に大別できる。事業形態や事業規模、地域で果たしている役割等に応じて取り組むべき方策の範囲を見極めつつ、適切な方策を導入する必要がある。



26

5. 産業廃棄物処理業の振興方策

27

5-1. 産業廃棄物処理業界の発展への期待

産業廃棄物処理業界は、「環境を守り、産業を支える」との重大な社会的使命を担い、排出者が処理責任を全うするための重要な役割を果たす社会インフラである。適正処理推進と循環型社会構築という重責を担っており、地域産業として存立しつつ、循環資源や再生可能エネルギーの供給等の新たな役割を果たすことが求められている。

産業廃棄物処理業の発展への期待 = 「国民生活を支える社会インフラ」

① 産業廃棄物処理業者のミッション

◇ 産業廃棄物処理業界は、「環境を守り、産業を支える」という重大な社会的使命を担い、排出者が処理責任を全うするための重要な役割を果たす重要な社会インフラであり、適正処理の推進と循環型社会構築を担っている。

② 新たに求められている役割

◇ 循環資源や再生可能エネルギーの供給を担う環境ビジネスとしての確立や、我が国GDPの拡大に資する成長産業としての競争力強化、資源生産性や資源化率等の向上に向けたグリーン・イノベーションの原動力としての役割を果たす必要がある。

③ 「地域産業」としての存立

◇ 国内外での適地生産による生産性向上が可能な製造業などとは異なり、周辺住民等からの理解を得ながら共生を図るべき地域産業であり、「地域との共生」はその成立要件とも言える。

◇ 車両の集積や施設の運転管理に伴って潜在的に生じる環境負荷を低減しつつ、積極的に情報公開を行い、地域社会の一員として社会貢献活動等にも取り組んでいくことが望ましい。

28

5-2. 産業廃棄物処理業を後押しする振興方策の柱

・国民生活の確保や地域経済の発展に不可欠な産業廃棄物処理業の振興を後押しする振興方策の柱は、①先進的優良企業の育成、②排出事業者の意識改革、③意欲ある企業の支援体制整備、④優良先進事例のPR・情報発信、であり、全てのステークホルダーが連携しつつ実現すべき。

「成長」と「底上げ」の両立を目指す産業廃棄物処理業者の事業戦略



「社会インフラ」としての産業廃棄物処理業を後押しする振興方策の柱

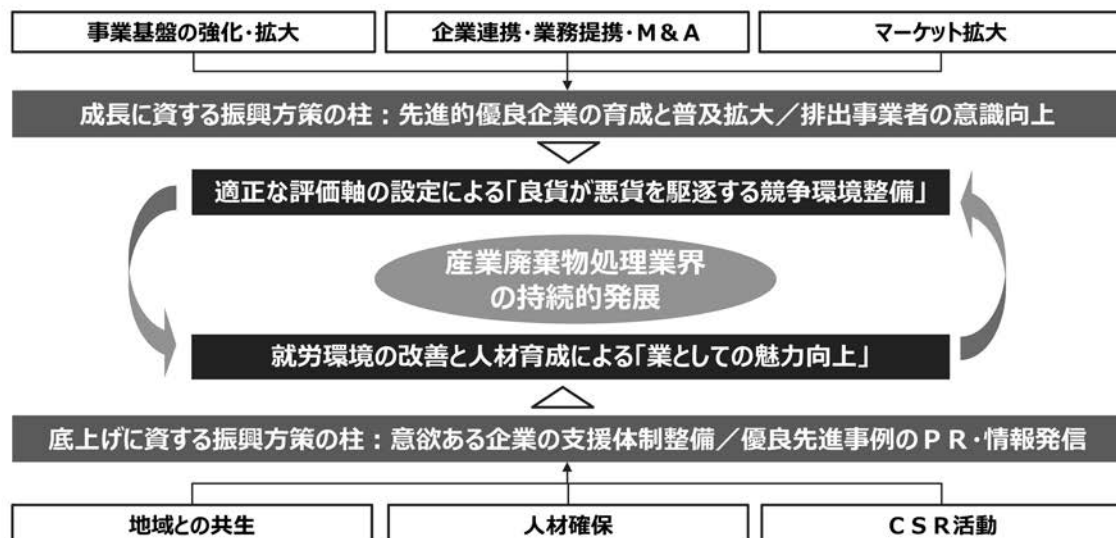


国民全体の健康で文化的な生活の確保や地域経済の発展

29

5-3. 産業廃棄物処理業の持続的発展に向けて

・「先進的優良企業の育成と普及拡大」と「排出事業者の意識向上」を通じて、適正な評価軸の設定による「良貨が悪貨を駆逐する競争環境整備」を行うことが、産業廃棄物処理業者による成長を後押しすることになる。更に「意欲ある企業の支援体制整備」と「優良事例のPR・情報発信」により、就労環境の改善と人材育成による「業としての魅力向上」を実現出来れば、社会インフラとしての産業廃棄物処理業界の持続的発展を期待出来る。



30

5-4-1. 「国」が取り組むべき振興方策に関する提言

		振興方策の柱	方策の内容	「国」の役割
産業廃棄物処理業の振興方策	成長に向けた振興方策	先進的優良企業の育成	①優良産廃処理業者認定制度の強化と有効活用	・認定取得のメリット拡充等を含む抜本的な検討
			②電子マニフェストの普及拡大	・システムの利便性向上や機能強化 ・排出事業者や処理業者への広報活動の拡充 ・処理の実態を踏まえた義務化等 ・マニフェスト情報一元管理を含む電子情報の活用の方や地方公共団体による電子申請の体制整備の課題・支援策等についての検討
			③先進的事業の創出支援	・有害物質管理体制整備や廃棄物越境移動適正化の促進に資する制度整備 ・先進的技術、先端技術（IoT・AI含む）やビジネスモデル導入への支援 ・再生品の循環利用を進めるための規格・認証等の枠組み構築 ・海外展開・国際協力における政府間の連携によるキャパシティビルディング及び財政面を含む後押し ・資源有効利用促進、低炭素化に向けた設備投資や技術開発に対する環境格付融資等の拡大
			④廃棄物分野における低炭素化推進への支援	・廃棄物処理施設やリサイクル施設運転時の省エネや再生可能エネルギーの供給等を通じた低炭素化の取組への財政的支援 ・施設更新時の事務負担低減等の措置 ・統計データの充実
		排出事業者の意識改革	⑤排出事業者の意識改革	・排出事業者責任についての周知等
	底上げに向けた振興方策	意欲ある企業の支援体制整備	⑥許可事務等の効率化	・地方公共団体や事業者を交えた意見交換の場の設置 ・電子申請の利活用推進
			⑦廃棄物処理・再資源化に係る技術等向上支援	・処理業者の技術等向上への支援
			⑧環境に配慮した契約・調達の促進	・公共調達における優良認定事業者等との環境配慮契約の促進 ・処理業者や再生利用先等との連携によるリサイクル材の品質基準の整備促進と活用
			⑨人材確保・育成支援	・業界団体による人材育成への支援
		優良先進事例のPR・情報発信	⑩優良先進事例の情報発信	・表彰制度等の活用による処理業者に対するインセンティブ付けとメディアを通じた情報発信 ・パンフレットやホームページ、イベント開催等による広報活動強化

31

5-4-2. 「地方公共団体」が取り組むべき振興方策に関する提言

		振興方策の柱	方策の内容	「地方公共団体」の役割
産業廃棄物処理業の振興方策	成長に向けた振興方策	先進的優良企業の育成	①優良産廃処理業者認定制度の強化と有効活用	・認定制度の適切な運用 ・認定制度に係る広報活動
			②電子マニフェストの普及拡大	・排出事業者や処理業者への広報活動の拡充 ・紙マニフェストの交付等状況報告書の電子データによる提出手続きの整備
			③先進的事業の創出支援	・先進的技術やビジネスモデル導入に対する制度運用上の配慮等を通じた支援 ・海外展開・国際協力における自治体間の連携によるキャパシティビルディング及び財政面を含む後押し
			④廃棄物分野における低炭素化推進への支援	・産業廃棄物税収の低炭素化推進への活用
		排出事業者の意識改革	⑤排出事業者の意識改革	・排出事業者への指導強化
	底上げに向けた振興方策	意欲ある企業の支援体制整備	⑥許可事務等の効率化	・国や事業者との意見交換による運用上の解釈の明確化 ・電子申請の利活用推進
			⑦廃棄物処理・再資源化に係る技術等向上支援	・業界団体による技術等向上支援への協力
			⑧環境に配慮した契約・調達の促進	・公共調達における優良認定事業者等との環境配慮契約促進 ・処理業者や再生利用先等との連携によるリサイクル材の品質基準の整備促進と活用
			⑨人材確保・育成支援	・業界団体による人材育成への支援
		優良先進事例のPR・情報発信	⑩地域との共生促進支援	・大規模災害を見据えた産業廃棄物処理業者や業界団体との災害廃棄物処理協定締結
		優良先進事例のPR・情報発信	⑪産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート	・地域における環境教育や環境学習の場としての域内産業廃棄物処理施設の活用

32

5-4-3. 「産業廃棄物処理団体」が取り組むべき振興方策に関する提言

		振興方策の柱	方策の内容	「産業廃棄物処理団体」の役割
産業廃棄物処理業の振興方策	成長に向けた振興方策	先進的優良企業の育成	①優良産廃処理業者認定制度の強化と有効活用	・認定拡大に向けた積極的な広報活動
			②電子マニフェストの普及拡大	・処理業者や排出事業者への広報活動の拡充
			③先進的事業の創出支援	・国際協力のため海外の人材を国内研修に受け入れるための体制整備
			④廃棄物分野における低炭素化推進への支援	・業界としての低炭素化目標の設定と実現に向けたロードマップの具体化
	底上げに向けた振興方策	排出事業者の意識改革	⑤排出事業者の意識改革	・排出事業者責任を周知するための広報等
			意欲ある企業の支援体制整備	⑦廃棄物処理・再資源化に係る技術等向上支援
		⑨人材確保・育成支援		・人材育成プログラムの充実とその提供対象の拡充
		⑩地域との共生促進支援		・大規模災害を見据えた自治体との災害廃棄物処理協定締結
		優良先進事例のPR・情報発信	⑪優良先進事例の情報発信	・表彰制度等の整備による処理業者に対するインセンティブ付けとメディアを通じた情報発信の両立 ・パンフレットやホームページ、イベント開催等による広報活動強化
			⑫産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート	・産業廃棄物処理業者が取り組む環境イベント等の紹介
				33

5-4-4. 「排出事業者」及び「地域住民」が取り組むべき振興方策に関する提言

		振興方策の柱	方策の内容	「排出事業者」の役割	「地域住民」の役割
産業廃棄物処理業の振興方策	成長に向けた振興方策	先進的優良企業の育成	①優良産廃処理業者認定制度の強化と有効活用	・認定業者の優先選定	-
			②電子マニフェストの普及拡大	・排出者責任を効率的かつ確実に果たす手段としての利活用推進	-
			③先進的事業の創出支援	・廃棄物適正処理と再資源化の高度化の担い手としての処理業者との連携	-
			④廃棄物分野における低炭素化推進への支援	・自社の低炭素化促進にも資する業者選定	-
	底上げに向けた振興方策	排出事業者の意識改革	⑤排出事業者の意識改革	・資源循環促進や低炭素化促進等付加価値を評価した上での適正な業者選定 ・環境報告書・CSR報告書における廃棄物処理・リサイクル関連の情報の積極的な開示	-
			意欲ある企業の支援体制整備	⑥許可事務等の効率化	-
		⑧環境に配慮した契約・調達の促進		・認定業者の優先選定 ・リサイクル製品等の優先調達	・リサイクル製品等の優先調達
		⑩地域との共生促進支援		・環境教育の促進が地域人材育成を通じてもたらす地域共生としての効果の認知	-
		優良先進事例のPR・情報発信	⑫産業廃棄物処理業者による地域貢献のサポート	・処理業者とのコミュニケーションの構築 ・環境教育、環境イベント等への参画	・処理業者とのコミュニケーションの構築 ・環境教育、環境イベント等への参画
					34

行政情報

平成 29 年 9 月

建設系マニフェスト 「水銀使用製品産業廃棄物」の記入のしかた

建設六団体副産物対策協議会
建設マニフェスト販売センター

水銀廃棄物の処理について、廃棄物処理法施行令および施行規則が改正され、平成 29 年 10 月 1 日から施行されます。

これにより水銀使用製品産業廃棄物の処理基準・保管基準が定められるとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる廃棄物を処理委託する場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務づけられました。

現行の建設系マニフェストを使用して「水銀使用製品産業廃棄物」を処理委託する場合は次ページの【記入方法】をご参照下さい。

水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて（追加される主な基準）

「水銀使用製品産業廃棄物」とは環境省令で定められた、蛍光灯、HID ランプ等水銀使用製品が廃棄物となったもの。

- 処理の委託
「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬／処分業許可業者に委託する。
- 委託契約書及びマニフェスト
産業廃棄物の種類(ガラスくず、金属くず等)欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を記載する。
- 保管場所
その他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける(容器の使用)等必要な措置を講ずる。
掲示板の産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれる旨を明記する。
- 収集運搬時
破碎しないように取扱い、他の廃棄物と区分する(ドラム缶、専用容器等を使用)。
- 安定型最終処分場への埋立禁止

ADMINISTRATION INFORMATION

【記入方法】

① 産業廃棄物の種類

「04 ガラス・陶磁器くず」「06 金属くず」に○印を記入（数量は記載しない）
 ＊自治体によっては、「05 廃プラスチック類」等にも該当する場合がありますので確認すること

② 管理型品目欄

「17 石綿含有産業廃棄物」の下に「水銀使用製品産業廃棄物」を追記し、数量を記入
 ＊文字の大きさは8ポイント(約3mm)以上必要なため2行使用

③ 形状

「1 固形状」に○印を記入

④ 荷姿

使用している容器に従い「3 ドラム缶」に○印、もしくは「専用容器」「段ボール箱」等を空欄に追記

⑤ 追加記載事項欄

具名等を記入（例：蛍光ランプ ドラム缶 10個、専用コンテナ 2個）

【記入例1】

産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m ³)								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	① 固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石棉等		2 泥 状	2 コンテナ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず		水銀使用製品	2			3 液 状	① ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず		産業廃棄物					4 袋
④ ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
⑤ 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	2				
⑥ 金属くず				16 混合 (管理型含む)							

追加記載事項

蛍光ランプ ドラム缶10個

【記入例2】

産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m ³)								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	① 固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石棉等		2 泥 状	2 コンテナ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず		水銀使用製品	2			3 ドラム缶	
03 その他がれき類				13 木くず		産業廃棄物				4 袋	
④ ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
⑤ 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	2				専用容器
⑥ 金属くず				16 混合 (管理型含む)							

追加記載事項

蛍光ランプ 専用コンテナ 2個

お問合せ先
 建設マニフェスト販売センター
 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館5階
 TEL:03-3523-1630 FAX:03-3523-1639
 HP/http://mani.gr.jp/

行政情報

建設廃棄物処理委託契約書の改訂について (建設六団体副産物対策協議会建設資料普及センター)

見本

建設廃棄物処理委託契約書

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 (収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)

	収集 運搬用	処分用	収集 運搬 処分用	
事業者 (甲)	住所			
	名称			
	代表者	(以下甲という)		
収集運搬会社 (乙)	住所			
	名称			
	代表者	(以下乙という)		
	許可番号 (排出場所 積替・保管場所) (積替・保管場所 処分場所)			
	(都道府県・政令市) (都道府県・政令市)			
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 (石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他) 水銀使用製品産業廃棄物 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他) (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ()))			
許可車両 () 台				
処分会社 (丙)	住所			
	名称			
	代表者	(以下丙という)		
	許可番号 (都道府県・政令市)			
許可区分 中間処理 最終処分				
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 (石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他) 水銀使用製品産業廃棄物 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他) (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ()))			

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。) の収集運搬又は処分 (以下併せて「処理」という。) を廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(委託内容)

- 第1条
1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款 (以下「約款」という。) の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

- 第2条
1. 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
 - 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト (紙並びに電子を含む。以下同じ) により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
 - 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

ADMINISTRATION INFORMATION

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 _____
2. 排出場所 _____
3. 委託期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他() 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他()) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他())
保管上限	m、m ³ (どちらかを○で囲む) 許可番号

- b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 _____
- c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所 積替・保管場所) から (積替・保管場所 処分場所) まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社 (丙) の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬 (a)	処 分 (b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
その他がれき類 ()	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・埋立 ()	m ³ t,m ³ /日	
廃プラスチック類	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・溶融・圧縮 ()	m ³ t,m ³ /日	
金 属 く ず	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
紙 く ず	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・焼却・圧縮 ()	m ³ t,m ³ /日	
木 く ず	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・焼却 ()	m ³ t,m ³ /日	
織 維 く ず	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・焼却・圧縮 ()	m ³ t,m ³ /日	
廃石膏ボード	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	破碎・埋立 ()	m ³ t,m ³ /日	
建設汚泥	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	脱水・埋立 ()	m ³ t,m ³ /日	
混合 廃棄物	安定型 品目のみ	円/(t,m ³ ,台)	台 t,m ³	()	m ³ t,m ³ /日	
	管理型 品目含む	円/(t,m ³ ,台)	台 t,m ³	()	m ³ t,m ³ /日	
石綿 含有 産業 廃棄物	がれき類	円/(t,m ³ ,台)	台 t,m ³	溶融・無害化・埋立 ()	m ³ t,m ³ /日	
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(t,m ³ ,台)	台 t,m ³	溶融・無害化・埋立 ()	m ³ t,m ³ /日	
	廃プラスチック類	円/(t,m ³ ,台)	台 t,m ³	溶融・無害化・埋立 ()	m ³ t,m ³ /日	
	そ の 他 ()	円/(t,m ³ ,台)	台 t,m ³	溶融・無害化・埋立 ()	m ³ t,m ³ /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光灯、)	(台、本 円/kg,m ³)	(台、本 円/kg,m ³)	台、本 kg,m ³	破碎・不溶化・埋立 ()	m ³ t,m ³ /日	
その他	円/(t,m ³ ,台)	円/(t,m ³)	台 t,m ³	()	m ³ t,m ³ /日	
特 管 産 廃	廃石綿等	円/(t,m ³ ,台)	台 t,m ³	溶融・無害化・埋立 ()	m ³ t,m ³ /日	
		円/(t,m ³ ,台)	台 t,m ³	破碎・ ()	m ³ t,m ³ /日	
合計予定数量	(t,kg,m ³ ,台,本)		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(e) 円				
事前協議の要否	要 ・ 否					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

行政情報

[丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）]

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目				
売却先等				
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
<div style="border: 2px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <h1>【 見 本 】</h1> </div>						

III. 丙からの最終処分(委託)先 安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分（再生含む）場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

ADMINISTRATION INFORMATION

建設廃棄物処理委託契約約款

- (許可証の提出等)
 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。
 なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
 (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し
 (2) 許可車両番号
 (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図
- (情報の提供)
 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。
 なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。
 2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。
- (再委託の禁止)
 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。
- (委託業務の管理)
 第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
 2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
 3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告書、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告書などによって、業務終了報告書に替えることができる。
- (内容の変更)
 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
 2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
 3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。
- (業務の調査)
 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
 2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
 3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。
- (権利義務の譲渡等)
 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (損害の賠償)
 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。
- (機密保持)
 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。
- (契約の解除)
 第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
 2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
 3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
 4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
- (協議)
 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)		2号文書(処分用)	
1万円未満 非課税	1,000万円以下 10,000円	1万円未満 非課税	1,000万円以下 10,000円
10万円以下 200円	5,000万円以下 20,000円	100万円以下 200円	5,000万円以下 20,000円
50万円以下 400円	1億円以下 60,000円	200万円以下 400円	1億円以下 60,000円
100万円以下 1,000円	5億円以下 100,000円	300万円以下 1,000円	5億円以下 100,000円
500万円以下 2,000円		500万円以下 2,000円	

(平成26年4月現在)

発行：日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合
 販売：建設資料普及センター

無断転載・複製を禁ずる 17.10

行政情報

平成29年9月21日

水銀廃棄物の規制措置に伴う 「産業廃棄物処理委託契約書の手引」の追補のお知らせ

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

水銀廃棄物に係る規制として、平成29年10月1日より、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に対する規制措置が開始されます。この規制措置に伴い、当連合会発行の「産業廃棄物処理委託契約書の手引（平成28年3月）」に掲載している委託契約書標準様式の一部を下記のとおりとします。

1. 委託契約書標準様式の改定項目

- 標準様式 1 産業廃棄物収集・運搬委託契約書：第3条第1項 カ
- 標準様式 2 産業廃棄物処分委託契約書：第3条第1項 カ
- 標準様式 3 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書：第3条第1項 カ
- 標準様式 4 産業廃棄物処理委託契約書：「適正処理に必要な情報」の記載欄

2. 改定内容

①標準様式1～標準様式3の一部改定（平成29年10月1日から。下線部が改定箇所）

○改定条文

第3条第1項 カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

（参考）現行条文

第3条第1項 カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

②標準様式4の「適正処理に必要な情報」の記載欄の改定（平成29年10月1日から）

○改定の内容

産業廃棄物処理委託契約約款第3条第1項に基づく委託業務の内容（4）の「適正処理に必要な情報」の記載欄の記載項目の中に次の2項目を追加する。

水銀使用製品産廃の有無

水銀含有ばいじん等の有無

厚生労働省からのお知らせ

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、9月30日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限50万円）が科せられる場合があります。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や最低賃金総合相談支援センターにおける相談等の支援策を設けています。詳細は厚生労働省HPの検索画面又は検索エンジンから「業務改善助成金」で検索して下さい。

行政情報

ADMINISTRATION INFORMATION

平成29年度地域別最低賃金改定状況

都道府 県名	時間額 【円】	発効 年月日	都道府 県名	時間額 【円】	発効 年月日	都道府 県名	時間額 【円】	発効 年月日
北海道	810	H29.10.1	石川	781	H29.10.1	岡山	781	H29.10.1
青森	738	H29.10.6	福井	778	H29.10.1	広島	818	H29.10.1
岩手	738	H29.10.1	山梨	784	H29.10.14	山口	777	H29.10.1
宮城	772	H29.10.1	長野	795	H29.10.1	徳島	740	H29.10.5
秋田	738	H29.10.1	岐阜	800	H29.10.1	香川	766	H29.10.1
山形	739	H29.10.6	静岡	832	H29.10.4	愛媛	739	H29.10.1
福島	748	H29.10.1	愛知	871	H29.10.1	高知	737	H29.10.13
茨城	796	H29.10.1	三重	820	H29.10.1	福岡	789	H29.10.1
栃木	800	H29.10.1	滋賀	813	H29.10.5	佐賀	737	H29.10.6
群馬	783	H29.10.7	京都	856	H29.10.1	長崎	737	H29.10.6
埼玉	871	H29.10.1	大阪	909	H29.9.30	熊本	737	H29.10.1
千葉	868	H29.10.1	兵庫	844	H29.10.1	大分	737	H29.10.1
東京	958	H29.10.1	奈良	786	H29.10.1	宮崎	737	H29.10.6
神奈川	956	H29.10.1	和歌山	777	H29.10.1	鹿児島	737	H29.10.1
新潟	778	H29.10.1	鳥取	738	H29.10.6	沖縄	737	H29.10.1
富山	795	H29.10.1	島根	740	H29.10.1			

始めよう！安全衛生活動

産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が非常に多い業界です。平成28年度厚生労働省「労働災害動向報告」によれば、廃棄物処理業における労働災害の発生頻度は道路貨物運送業と比べて3倍、建設業と比べると5倍となっています。また、全業種に比べより重篤な災害の割合も高くなっています。

このような状況を踏まえ、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会では、産業廃棄物処理業における労働災害の削減に向けて本会では平成29年度からの3年間を期間とする「公益社団法人大阪府産業廃棄物協会における労働災害防止計画」を策定し、会長が第5回定時総会において「安全衛生推進宣言」を行うなど、下記のようなさまざまな安全衛生活動推進に取り組んでいます。

安全衛生活動とは？

- 安全衛生管理体制の整備
- 労働災害防止のための基本活動
(5S運動・指差呼称・保護員の適切な着用)
- 安全衛生規程の作成
- 安全衛生状況のチェック
- ヒヤリ・ハット活動
- リスクアセスメント活動



セミナーや研修会に参加しましょう！

- 産業廃棄物処理業におけるBCP策定セミナー
平成29年11月16日(水) 13:30~17:00
- リスクアセスメント推進研修会
平成30年2月15日(木) 13:30~17:00
- 廃棄物収集作業向上研修会
平成30年3月9日(金) 13:30~16:00



安全衛生事業資料を活用しましょう！

- 「産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン」
- 「産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析(第2版)」
- 「廃棄物収集作業マニュアル(第2版)」



※いずれも協会オリジナルの資料です

「今日も一日で安全に!!」



公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会

事業報告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成29年9月～平成29年11月前半）の概要を紹介します。

施設見学会

日 ち 平成29年9月1日(金曜日)

参加者数 22名

見学先 三光(株)／鳥取県

本社

潮見工場

- ・廃棄物の焼却処理に加え、PCBや危険物第5類等の処理困難物を受入処理。
- ・余剰蒸気で蒸気タービンを稼働させ発電するシステムを導入。その電力、蒸気は潮見工場及びウエストバイオマス工場で自家消費。

ウエストバイオマス工場

- ・近隣市町村の下水道汚泥を主な原料として、炭化処理しリサイクル品（成型炭）を製造。低炭素な原料として、今後期待されている。

江島工場

- ・三光株式会社の基幹工場で、山陰地方最大規模の廃棄物処理施設。廃棄物の焼却処理及びRPF製造を行っている。
- ・焼却時の廃熱を回収した発電により、焼却炉の消費電力の半分を賄う。
- ・廃棄物業界で全国初のカーボンクレジット認証取得。



三光(株)は低炭素社会の実現に向けて、先進的な技術を導入したストーカ式焼却炉、選別・破砕ライン（システム）、バイオマス製造プラント（固形燃料製造システム）等の多種多様な施設を複合的に設置し、少量多品種の廃棄物に対応した「地域に密着した事業モデル」を構築・展開されている山陰地方最大級の廃棄物処理企業。代表取締役社長の三輪陽通氏（前列右から3番目）自らが出迎えして下さいました。

平成29年度 電子マニフェスト操作体験セミナー

日 時
 第5回 平成29年9月7日(木曜日) 10時00分
 第6回 平成29年9月7日(木曜日) 14時00分
 第7回 平成29年11月7日(火曜日) 10時00分
 場 所 大阪産業創造館/パソコン実習室
 参加人数 合計49名
 内 容 パソコンで電子マニフェストのデモシ
 ステムの操作体験
 講師 辻岡 昌子(事務局事業主任)

廃棄物不適正処理巡視事業

日にち 平成29年9月12日(火曜日)
 場 所 柏原市
 参画者 河野登志夫(青年部員)
 内海 浩子(事務局調査担当)
 西田真理子(事務局研修担当)



シートやホイール等が取り外された車が1台不法投棄されていた

日にち 平成29年10月16日(月曜日)
 場 所 堺市、和泉市
 参画者 宮川 基次(収集運搬部会員)
 中 真一郎(青年部員)
 内海 浩子(事務局調査担当)



以前に確認した時に比べると近くの墓地と関係のありそうなもの(バケツ、ホウキ等)の不法投棄が増えていました

改正廃棄物処理法施行令等(水銀関係)の 施行直前セミナー

日 時 平成29年9月25日(月曜日) 15時00分
 場 所 大江ビル13階/会議室
 参加者数 70名
 内 容 改正廃棄物処理法施行令等(水銀関係)
 の周知と基本事項について再確認、質
 疑応答
 講 師 龍野 浩一(事務局次長)



蛍光灯など身近にある産業廃棄物に関する改正なので予想を上回る参加者数でした

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 適正処理講習会

日 時 平成29年9月27日(水曜日) 10時00分
 場 所 徳島県JA会館別館2階/大ホール
 講 義 産業廃棄物処理実務の基礎
 講 師 龍野 浩一(事務局次長)

東大阪市ECOファミリーフェスタ



小さい子供もエコって何かを一生懸命考えました

日 時 平成29年10月1日(日曜日) 10時00分
 場 所 東大阪市庁舎1階ロビー及び正面玄関
 内 容 市民の環境配慮行動の促進を図るための
 家族参加型イベント

事業報告

Business Information

本会は3R推進PRのイラスト募集ブースを出展

参画者 福原 睦美（事務局総務主任）

災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定調印式(大阪市)



協定書を持つての記念撮影。弊会会長片瀨昭人(左)と大阪市環境局長の北辻卓也氏(右)

日時 平成29年10月12日(木曜日) 9時00分
 場所 あべのルシアス/会議室
 出席者 片瀨 昭人(会長)
 赤澤 健一(理事兼法政策調査委員長)
 松田 裕雄(専務理事兼事務局長)
 龍野 浩一(事務局次長)

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日時 平成29年10月13日(金曜日) 15時00分
 場所 リーガロイヤルホテル京都
 議題 ・大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務について
 ・公益社団法人全国産業廃棄物連合会活動について
 ・近畿各協会の名称変更について
 ・再生利用推進検討会議の現況と今後の活動方向について
 ・その他

参画者 片瀨 昭人(会長)
 浜野 廣美(副会長)

白坂 悦夫(副会長)
 井出 保(副会長)
 國中 賢吉(顧問・名誉会長)
 松田 裕雄(専務理事兼事務局長)
 辻岡 昌子(事務局事業主任)

平成29年度 第2回電子マニフェスト個別導入説明会

日時 平成29年11月7日(火曜日) 14時00分、14時30分、15時00分、15時30分
 場所 大阪産業創造館/パソコン自習室
 参加人数 5名
 内容 電子マニフェストの円滑な導入手順、運用や操作方法等を面談形式で相談
 講師 辻岡 昌子(事務局事業主任)

平成29年度 大阪府環境衛生功労者知事表彰



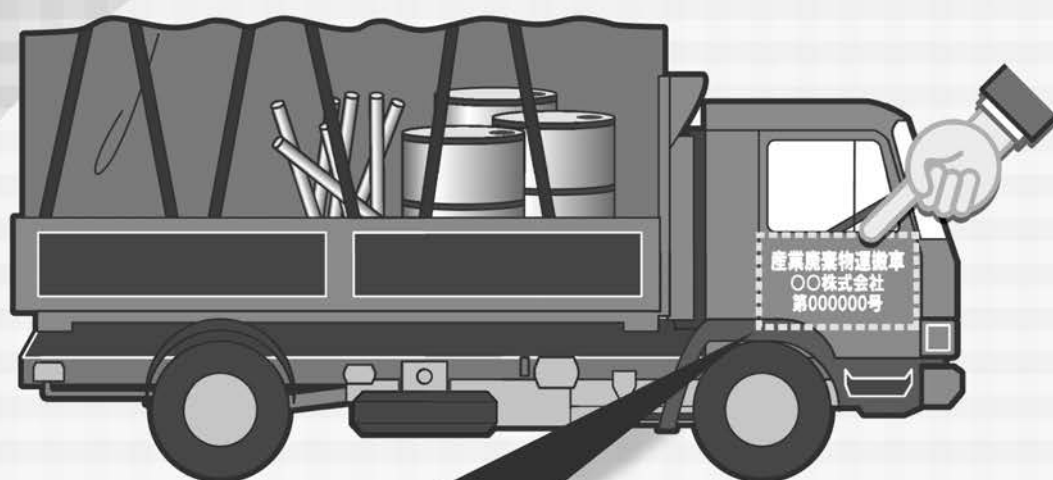
受賞式後の高島浩司理事(左)と片瀨昭人会長(右)おめでとうございます!

日時 平成29年11月8日(水曜日) 10時30分
 場所 エル・おおさか/エル・シアター
 受賞者 高島 浩司(理事)

先進事例調査施設見学会

日にち 平成29年11月10日(金曜日)
 場所 S.P.E.C.(株)エコレ城南島/東京都
 詳細は次号に掲載予定

あなたの産業廃棄物運搬車両には
**必要な表示が
されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車
株式会社○○産業
第000000号

産業廃棄物の収集運搬車
両である旨が正確、正式
な名称、許可番号下6桁
が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの
表示をしなければなりません。

文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

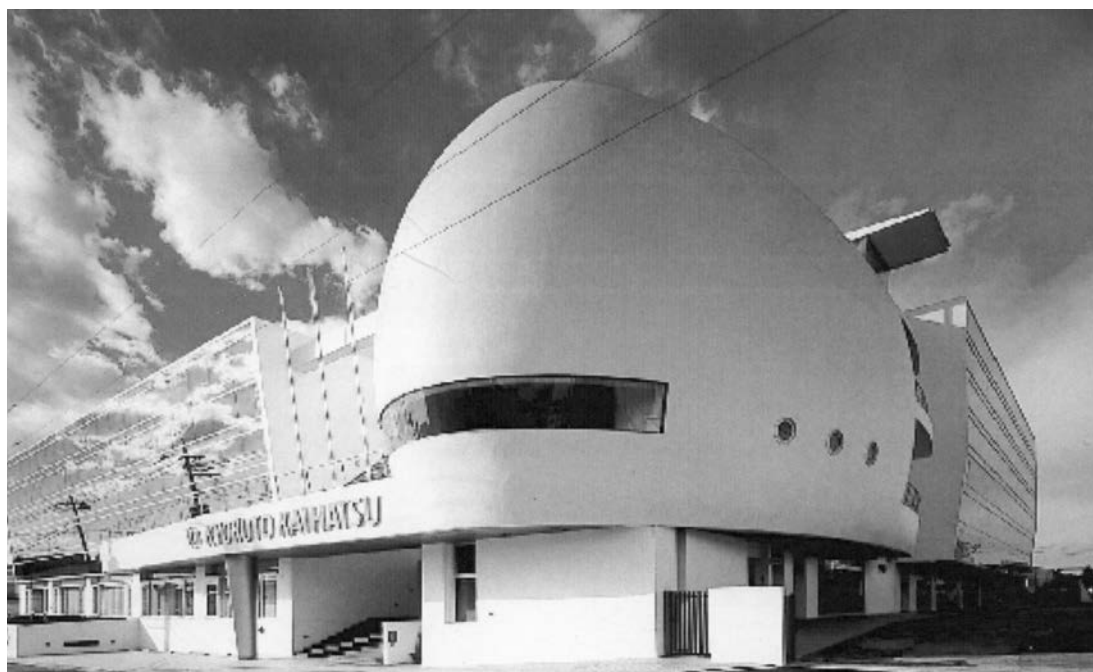
◆車両表示板についてのお問い合わせは、

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会(事務局)

〒540-0011 大阪府中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

廃棄物処理先進事例調査

平成29年7月14日（金）14：00より神奈川県大和市にある極東開発工業株式会社（横浜工場）に訪問し、23回目となる本会収集運搬部会の先進事例調査として、安全で効率のよい廃棄物の収集作業を可能とする脱着ボデー車用「ハイパースイング・フックロール®」の製造現場を見学しました。



第23回

極東開発工業株式会社・横浜工場

■概要

会社名	極東開発工業株式会社
代表者	代表取締役社長執行役員 高橋 和也
本社所在地	兵庫県西宮市甲子園口6丁目1-45
設立	1955年6月1日
資本金	118億9,986万7,400円（2016年3月末時点）
従業員数	連結2,485名 単独978名（2016年3月末時点）
事業内容	特装車事業 特装車の製造、販売及び修理等 環境事業 環境整備機器及び施設（トレマッシュェ®破砕機等）の製造・建設、販売、修理、運転、メンテナンス等 パーキング事業 立体駐車装置の製造、販売及び修理、駐車場の経営（コインパーキング）等

【横浜工場の概要】

- ・代 表 工場長
- ・所 在 地 神奈川県大和市深見西 4 丁目 1 - 62

敷地面積	62,423㎡	延床面積	62,719㎡
うち工場敷地	45,829㎡	うち工場延床	28,701㎡
うち車両物流センター他	16,594㎡	うち車両物流センター他	34,018㎡
- ・操 業 1962年 3 月
- ・従業員数 547名 (2016年 3 月 1 日時点)
- ・環境活動 ISO14001の取得
SOC (カドミウム、鉛、水銀、六価クロム) の削減について、一般社団法人日本自動車車体工業会(JABIA)の自主目標を達成
- ・備 考 ダンプトラックの主力生産工場で大和車から中小型車まで、トレーラを除く全機種を生産している。また、1 台積車両運搬車：フラトップ® Zero、中小型脱着ボデー車：フックロール®の生産も行っている。
神奈川県の中央部に位置する大和駅から徒歩圏内で、住宅街、商業施設に囲まれた立地環境の中、狭い敷地面積を最大限有効活用する工夫（上記延床面積が示すとおりコンパクトで立体的な工場活用）をしている。
会社の経営理念に基づき、地域活動への積極的な参加や小学生をはじめとする一般の見学者も受け入れ、広く社会に開かれた工場として取り組んでいる。

■特装車の製造工程

- ① **設 計** より頑丈で安全な車両を造るための設計図を作成する。
(受注生産により多品種の取扱いが可能)
- ↓
- ② **成形工程** 鉄板等の材料を部品の形に切り抜いたり曲げたりして、必要な部品に加工する。
- ↓
- ③ **製缶工程** 加工された部品を用いてボデーやサブフレーム等を組み立てる。
- ↓
- ④ **電着塗装** 組み立てられたボデーや各部品にムラのない均一の電着塗装を施し、防錆力を上げる。
(下塗り)
- ↓
- ⑤ **組立工程** 搬入されたシャシにボデー、サブフレーム、その他の部品等を取り付ける。
- ↓
- ⑥ **塗 装** 上塗りブースにてボデーに仕上げの塗装を施す。
(上塗り)
- ↓
- ⑦ **検 査** 完成した車両は検査員による厳しい品質検査を受ける。
(国土交通省の指導を経て、一部の車両については、これにより車検が不要)
- ↓
- ⑧ **完 成**

■ハイパースイング・フックロール®



同社が開発・製造する「ハイパースイング・フックロール®」には、以下の特徴がある。

1) 吊上能力

油圧の高圧化とアーム強度の向上により、約13%の吊上能力向上（同社従来比）がなされ、従来よりもさらに余裕をもった安心の積み作業が可能となっている。また、後述の「フックチルト」により、フックを前方に約70mmチルトさせることで、さらに吊上能力の向上を図っている。



2) 作業スピード

油圧の高圧化をはじめとした油圧機構の刷新により、約10%の作業スピード向上（同社従来比）がなされている。さらに傾斜センサと電磁比例弁を用いた同社独自のKOMT (Kyokuto Optimal Motion Technology)®システムの採用により、最適なエンジン回転数での作業が可能となり、スムーズで効率的な作業と機器への負荷低減を図っている。また同社独自のショックレス機構でコンテナの積卸し時のショックを軽減も図っており、コンテナ本体やコンテナ置き場の地面を傷つけにくくするよう配慮されている。加えて、安全回路設計の採用により、作業時の電気関連トラブルや危険動作を防止するようになっている。



3) フックチルト

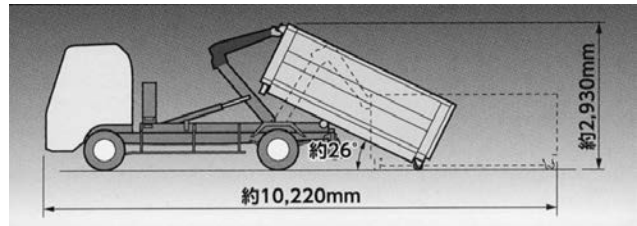
車両を移動させずに、フックを325mm後方にチルトさせてコンテナのリフトバーを引っ掛けることが可能なフックチルトを標準装備しており、遠くにある積載物を効率よくキャッチできるとともに、キャリアのバンパーやテールランプへの干渉を防ぎ損傷させにくくしている。

アームには、コンテナの引っ掛け作業を助けてくれるフックサポートが装備されており、より簡単にコンテナのリフトバーを引っ掛けることが可能である。またフック先端の返しにより、脱着時にコンテナががたついた場合でも外れにくく、安心して積み込むことができるようになっている。フック背面にはコンテナロックプレートを採用し、フック背面とコンテナフロントパネルの隙間に入ってコンテナロックをアシストし、安全な脱着作業に役立つ。



4) 作業全高・作業全長

車体設計及びスイングモーションの最適化により、作業全高の低減と作業全長の短縮化が図られており、これによりさらに多様な現場に対応できるようになっている。作業全高の低減により、コンテナの積込み角度が小さくなったので、荷崩れしやすい積荷も安心して吊上げが可能となっている。



5) ワイヤレスリモコン

荷台の状況を確認しながら操作できるワイヤレスリモコンを標準装備しており、作業スピードが調節可能なアイドルアップ機能等、手元で使用状況に合わせた動作パターンを設定でき、作業効率の向上が図られている。



■脱着式コンテナによる積込みの留意点

1台の車両で様々な積載物の運搬を可能とするため、互換性のあるコンテナが多数存在する。クレーンやフォークリフトその他の建機と異なり、積込みはコンテナの脱着のみで済むことから、積込み時の負荷は大幅に軽減され、また操作に特別な資格を必要としないことがメリットである。ただし、キャリアの幅より広いコンテナの積載は道路交通法上禁止されている。その他にも積載物が特別な法規の適用を受ける時は、キャリア・コンテナとも当該法規に適合した構造としなければならない。例えばコンテナは道路交通法上「積載物」として扱われるが、高さの低い（浅い）コンテナで土砂を積むことが法的に問題であるか否かは不明確で、コンテナごと「土砂禁車両」として車両登録しているケースもあるようである。

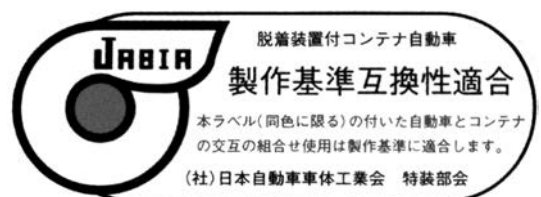


足立課長による会社概要の説明

工場の見学後、同社の脱着ボデー車を使用して、①コンテナに対し真正面から大きくずれた位置にキャリアを配置して積み込んだり、②キャリアが傾いた状態でコンテナを積み込んだりする等、望ましくない積込み作業を実演していただいた。コンテナ20度、傾き±8度になると吊上げられないそうだが、現実問題として、そのような状況はありうるので、実際に必要となる技術として今後の課題としているとのことである。

●JABIAステッカーについて

脱着ボデー車用コンテナ、国内唯一の公的認定機関である一般社団法人日本自動車車体工業会の定める各部の強度、互換性についての自主基準に適合したコンテナに貼り付けられるステッカーで、同社もこのステッカーが貼り付けられているコンテナの使用を推奨している。



■ま と め

廃棄物処理業の事故発生率は、他業種に増して格段に高いという実情が依然としてあります。廃棄物の収集作業や荷卸し作業においても、それは例外ではありません。これを改善するため、勿論、ドライバーや作業員に対する教育・訓練と実践は不可欠ですが、加えて、より安心・安全で効率のよい廃棄物の収集及び荷卸しを可能とする車両や技術の研究・開発も重要になってきます。

その意味において、極東開発工業株式会社による特装車事業は「産業廃棄物処理業者による安心・安全で効率のよい廃棄物の収集運搬作業」に大きく寄与するものであり、延いては廃棄物の適正処理にも寄与するものです。今後の、さらなる研究・開発に期待申し上げます。

最後に、訪問にあたり、大変お忙しい中、長時間にわたり誠実・丁寧にご対応・ご説明くださった、横浜工場長の木津輝幸様、技術部課長の足立大志様、技術部主任の加藤祐太様、また兵庫県西宮市からご足労くださった関西支店大阪営業所係長の荒木敏哉様に心からお礼申し上げます。



足立課長と加藤主任から特装車について
詳細な説明を聞く

(文責 東 宏司)



メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中！

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトでのプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会のプライバシーポリシーの開示
<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

【メールマガジン配信先のご登録要領】

- 次の事項をご記入の上、**office@o-sanpai.or.jp**に送信してください。
 - ①会員の名称
 - ②ご担当者所属・役職・氏名
 - ③電話番号
 - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
- 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

Clean Lifeオンラインのバックナンバー

9月8日

Vol.38 ■ 労働安全衛生標語（スローガン）の募集について

9月28日

Vol.39 ■ マニフェストの様式の変更等について（廃棄物処理法政省令改正にともなう水銀規制等への対応）

10月2日

Vol.40 ■ 厚生労働省からの周知依頼（地域別最低賃金の改定等）

10月4日

Vol.41 ■ 産業廃棄物処理委託契約書の様式の変更等について（廃棄物処理法政省令改正にともなう水銀規制等への対応）

10月6日

Vol.42 ■ 平成29年度精励従事者表彰候補者の募集について

10月11日

Vol.43 ■ 厚生労働省より緊急要請（死亡災害撲滅について）

10月13日

Vol.44 ■ 産業廃棄物処理業の景況動向調査について等

・産業廃棄物処理業の景況動向調査について

・平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金による「廃棄物焼却施設からの余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業」の三次公募について

10月20日

Vol.45 ■ 平成29年度産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナーの開催について（ご案内）

10月26日

Vol.46 ■ リスクアセスメントに係るセミナーのお知らせ（厚生労働省）

10月31日

Vol.47 ■ 安全衛生活動の現状調査のお願い※処理業者のみに配信

11月7日

Vol.48 ■ 産廃処理業の振興に関する法律案（仮称）大綱について

11月15日

Vol.49 ■ 粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組について

事業案内

Business Prospectus

電子マニフェスト操作体験セミナー	
平成29年12月20日(水) 10時00分・14時00分 平成30年1月30日(火) 10時00分・14時00分	大阪産業創造館 パソコン実習室 大阪市中央区本町1-4-5
<p>これから電子マニフェストの導入を検討されている方、導入して間もない方を対象に、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験を行い、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験してもらうための参加費無料のセミナーです。ご参加希望の方はJWNETのウェブサイトからお申込みください。</p> <p>JWNETウェブサイト http://www.jwnet.or.jp/jwnet</p>	
産 廃 塾	
平成30年2月14日(水) 13時30分	(公社)大阪府産業廃棄物協会 会議室 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階
<p>廃棄物処理に関する法務を中心に、参加者の方々が持ち寄られた日常業務で生じる疑問や課題等を参加者同士が意見交換を行い、他社の取組みや問題解決方法を学び、相互の資質向上を図っていただくことを目的とした研修です。</p> <p>参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円(税込)です。申込方法は詳細が決まり次第、弊社ウェブサイトでご案内致します。</p> <p>(公社)大阪府産業廃棄物協会ウェブサイト http://www.o-sanpai.or.jp</p>	
リスクアセスメント研修会	
平成30年2月15日(木) 13時30分	大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル16階
<p>産業廃棄物処理業界は、他産業と比較して労働災害が多い業界です。労働災害防止のための予防的手段として「リスクアセスメント」という手法があります。これは事業者自らが職場にある危険性または有害性を特定し、それによる労働災害(健康障害を含む)の重篤度(災害の程度)とその災害が発生する可能性を組み合わせることでリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決め、結果を記録する一連の手法です。本研修会では、実際にリスクアセスメントを体験していただき、それぞれの職場に潜む危険の源をできるだけ取り除き、労働災害が生じない快適な職場にするための対策を学んでいただきます。参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円(税込)です。申込方法は詳細が決まり次第、弊社ウェブサイトでご案内致します。</p> <p>(公社)大阪府産業廃棄物協会ウェブサイト http://www.o-sanpai.or.jp</p>	
廃棄物収集作業向上研修会	
平成30年3月9日(金) 午後	大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル16階
<p>主に廃棄物の収集・運搬業務に携わる方々を対象とした研修会です。収集運搬作業時に起こる事故を未然に防ぐためには、どのようなことに注意して作業を行うか等を学んでいただきます。参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円(税込)です。申込方法は詳細が決まり次第、弊社ウェブサイトでご案内致します。</p> <p>(公社)大阪府産業廃棄物協会ウェブサイト http://www.o-sanpai.or.jp</p>	

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」をダウンロードしていただき、全てご記入のうえ、協会へ申請してください。詳細は協会事務局までお問い合わせください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

Member	会社名 株式会社 大都			
会員紹介	住所	大阪府大阪市港区海岸通2-1-11		
	代表者名	間口 豪	代表者役職	代表取締役
Information	従業員数	140名	会社設立日	昭和35年10月

H I S T O R Y



物流部第1グループ 担当部長

宮本佳則

インタビュー

本社	大阪府大阪市港区海岸通2-1-11
東京支社	東京都港区赤坂1-11-28 M-City赤坂一丁目ビル9F
南港G-8営業所	大阪府大阪市住之江区南港東4-1
南港J1営業所	大阪府大阪市住之江区南港南6-8
泉北助松営業所(積替保管)	大阪府泉大津市小津島町2-3
泉北高石営業所	大阪府高石市高砂2-7
国際複合物流センター	大阪府泉大津市小津島町4-12
北恩加島物流倉庫	大阪府大阪市大正区北恩加島1-6-10

事業内容 一般港湾運送業・港湾荷役業・第1種利用運送業(貨物自動車)
第2種利用運送業(内航/外航・JIFFA会員)・通関業
倉庫業・古物商・産業廃棄物収集運搬業(積替え保管あり)
建設業(総合解体業)・一般労働者派遣事業

URL <http://www.daito.biz/>

沿革

昭和35年10月	大都海運(株)設立、港湾運送業を開始
昭和45年7月	大阪港における沿岸荷役事業免許取得
昭和47年4月	日本初の多目的海上特殊作業船を建造
昭和54年7月	商事部門を担う(株)大都エージェンシー設立 鉄鋼販売、宅地建物取引業及び損害保険代理店を開始
昭和60年1月	大阪府の一般建設業許可取得
昭和63年10月	堺泉北・助松埠頭にサイロ倉庫3,000t 5基建設
平成元年6月	大正区北恩加島に繊維雑貨専用物流倉庫建設、運営開始
平成4年5月	社名を大都海運(株)から(株)大都に改める
平成7年10月	東京支店開設
平成8年11月	特定建設業許可取得
平成11年3月	堺泉北・助松埠頭に“国際複合物流センター”を建設、佐川 急便と業務提携による運営開始
平成13年11月	大阪港における一般港湾運送業許可取得
平成15年9月	外航海運、並びに内航海運の第2種利用運送業許可取得
平成19年10月	フォーディング事業の根拠として中国青島に事務所開設
平成22年2月	南港A-5にて輸出入貨物の取扱い開始
平成27年12月	堺泉北港・泉北助松サイロにて産業廃棄物収集運搬業(積替 え保管)取得、事業開始。
平成29年8月	南港J-1営業所開設

I N T E R V I E W

社章に表した事業と歴史



弊社は昭和35年に大阪港で港湾荷役業・港湾運送業の会社として創業し、国際物流業、倉庫業、解体業、そしてアパレル業、と事業領域を拡げて現在に至ります。

まるで車や時計のエンブレムの様だと、言われる事もある弊社の社章ですが、これは創業者である間口敏三がデザインのイメージを作りました。縦の様な全体の形は船を真正面から見た形です。その中の左側にあるのは海の神様のネプチューンが持っている槍で、右側にあるのは、輸入全盛期に日本で唯一弊社が所有し、大活躍した多目的海上特殊作業船「ネプチューン号」を描いております。今は残念ながら海上作業船の需要がなく、船自体も弊社にはありませんが、弊社のシンボルとして社章に残しております。

弊社の物流部ではまず、第1グループにおいて鉄スクラップ等を取り扱った在来船といわれる貨物船の港湾作業全般のサービス提供をしています。第2グループでは海外へのコンテナ輸送に対応しており、国際輸送の通関業務と仲介業務に特化しております。そして、港湾荷役、コンテナ、物流倉庫内の現場作業、業務管理を行っております業務グループ、この3部門があります。産業廃棄物は第1グループの担当で、大阪港における港湾機能を生かした静脈物流に取り組んでおります。

港湾物流のプロフェッショナルとして

産業廃棄物処理に関して廃棄物処理法がある様に、港湾物流には港湾運送事業法があります。これに基づいて港湾における荷主又は船舶運航事業者からの需要に応じて貨物の積み下ろしに関して作業を含めて手配をしていくというのが、法律上の港湾事業者の仕事です。この大阪港エリアは大小含めて多くの港湾事業者が集まっておりますが、大半は動脈物流です。弊社の特色の一つですが会社の発足以来、静脈鉄鋼の鉄スクラップを取り扱っており、特に大阪では鉄スクラップの荷役作業に特化した会社の歴史を作ってきました。大阪港ではかなり特殊ですね。他社はあまり関心を示されない、ということもありますが静脈物流の範ちゅうに入る鉄スクラップ等の荷役作業の出来る岸壁/荷捌き地は新規では現在、認められておりません。



本船作業の様子

INTERVIEW

例えば自社で岸壁を持っているヤードがあっても鉄スクラップを含めたバラ貨物の作業をするとなると、今では港湾局で許可を取る事は難しいようです。このような状況の中、弊社は自社ヤードで古くから鉄スクラップを軸に金属原料、コークスなどのバラ貨物を取り扱いが認められております。そしてそこから派生した事業として港湾を介した産業廃棄物の物流にこの数年の間に本格的に進出致しました。

プライベートバースを除いて大半の臨港地区はそれぞれの自治体である港湾局の管理地で、条例によりその用途が定められております。ほとんどが商港区といって物流センターなどの倉庫機能のある建物を建てられるくらいで、産業廃棄物の施設は認められておりません。工業港区というエリアが条例上定められている所だけ、産業廃棄物の施設の設置が認められております。大阪港に何ヶ所かある弊社の拠点はいずれも商港区に定められておりますが、泉大津市の泉北助松埠頭にある弊社の敷地が工業港区になっており、そこで平成26年に産業廃棄物の積替保管を始めました。助松では大型サイロ（本紙表紙写真）を設置し、当初はJIS規格に沿った有価物のフライアッシュの取り扱いをしておりました。産業廃棄物の焼却灰も取り扱えないか、と排出事業者から相談があり、弊社としてもサイロを使った新しい事業が出来ないかと、考えていた頃でタイミングの合致もあり一年程かけて産業廃棄物（燃え殻、ばいじん）の積替保管の許可を取得致しました。助松には月に1隻から2隻の入港があり、1隻あたり約4,000tのばいじんが完全密封された粉体貨物専用船で運ばれてきております。船とサイロをパイプで直接つなげて船の圧送でサイロに搬入する仕組みで、1時間あたりの搬入量は300~400t、搬入し終えるには10~12時間程かかります。扱いが難しいと言われる粉体の海上からの搬入ですが、様々な原料を扱ってきた経験値とノウハウを持っているのが弊社の強みでもあります。最近では他の排出事業者の方も興味を示され、よく現場視察に来られます。

ちなみに1基あたり3,000tのサイロが5基あるのですが、埋め立て地に30mほど杭を打って基礎工事を行うので、この工事はかなり難航しコストも相当かかったそうです。創業者の時代に建てたのですが、現在だと30億円~50億円程度要するそうです。今の時代、それ程の設備投資は弊社を含めてどこも難しいでしょう。



泉北助松埠頭の鉄スクラップ・原料ヤード

I N T E R V I E W

新ヤードの開設で新たな発展を目指す

今年8月に開設した南港J-1ヤードは利用岸壁の水深が12mで、積載数量が3万tまでの外航船舶を着岸させることが可能です。鉄スクラップのH2（日本国内における鉄スクラップの指標品種）のかさ比重から考えると実際には1万tから1万5千tになるであろうと、予想されますが現在大阪湾岸エリアで1万t以上の鉄スクラップの本船荷役が出来る港湾事業者は弊社のみですので、今後の営業展開に拡がりを持てると信じております。

今後の課題ですが、工業港区にまだ弊社の敷地が残っておりますので、そこを生かして港を介した海上からの受け入れ態勢を拡げたいです。現在積替え保管の許可はばいじんと燃え殻だけなのですが、場合によってはもう少し枠を拡げて汚泥や鉱さいなどの許可も取得して、海上輸送にマッチした品目を増やしていければな、と考えております。

アメリカを見ると国の規模が大きいのでやることも大きい、と思うのですが、日本の行政はサービスの拡充がうたわれているものの、どうも保守的な部分がありますね。特に静脈物流に関しては後ろ向きな対応をされることもあります。動脈と静脈はバランスよく機能すべきですから、港湾での静脈物流にもう少し門戸を開いていただきたいところです。今、鉄スクラップの業界では欧米を見習ってメジャー化がうたわれており、どのように様変わりしていくか分からないところもあります。これから業態が変わっていく中で、我々の強みである港湾の静脈物流を何とか今のうちに、次のステップでも対応出来る様に受入準備はしっかり整えていきたいと考えております。

また、数年前に欧米企業との業務提携を主体とした航空貨物の国際複合輸送を行っている(株)プラネットフレイトを傘下に入れました。例えば輸入においては欧米にある現地工場から日本の納入先までの全ての物流の見積りをお客様に提供することができます。いずれは物流部に吸収して海上、航空の両方取扱いが出来るように、と考えております。



宮本佳則担当部長と共にインタビューにお答えいただいた物流第1グループの内田昌利課長(左)と高林弘氏(右)

I N T E R V I E W

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏 名	高 林 弘
役 職	物流部 第1グループ
自己紹介	<p>私はもともと物流関係に興味があり、生の現場ではどのようなことが行われているのかを経験したくて弊社に入りました。まずスクラップ関連業務を4年経験し、現在は港湾運送を中心としたスクラップの受注営業、各種手配、関係会社との折衝、荷役スケジュール管理、貿易事務、本船手仕舞い、請求書発行など、始点から終着点まで一連の流れに関する業務についております。最近では燃え殻・ばいじんの内航船輸送・荷役管理等、産業廃棄物の収集運搬業に関する業務にも携わっております。</p> <p>実際に仕事をして思うのは、お客様の要望やクレームなど、一つ一つのリクエストにお応えし、相手が望んだ内容に調整づけることが仕事の遣り甲斐に繋がっているということです。産業廃棄物に関しては携わってまだ1年と日は浅いのですが、廃棄物管理士講習会で学んだり、さんぱいフォーラムに参加したりして知識を深め、私個人の引き出しをどんどん増やしていきたいと考えております。</p>

会社から
の一言

当社は港湾運送事業を営む企業の中でも、静脈産業とのつながりが強く、長年鉄スクラップの本船荷役を主に輸出輸入の作業に携わってきました。これまでも鉄スクラップ類、廃プラスチック、古紙等、港湾地区を経由する船舶作業は概ね実績があります。これらの貨物を扱う際には関係諸官庁との折衝も行う必要があり国土交通省、港湾局、税関、経済産業省、環境省等とも日常的に打ち合わせも行っております。

現在、当社ではこれらの強みを活かし、静脈物流の事業枠を拡げ港湾物流の活用を展開することを計画しております。

彼には静脈産業の知識をより一層深め、新たな発想で港湾物流の次世代を担っていただきたい。

Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

BACK バックナンバーのご案内 NUMBER

2015 MARCH Vol.60

● 國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への感謝の言葉
● 第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム「地域における3R社会の未来」

第60号 (平成27年3月26日発行)

2015 JUN Vol.61

● 7月1日スタート！
大阪府による土砂埋立て等の規制

第61号 (平成27年6月19日発行)

2015 SEPTEMBER Vol.62

● 進む！災害廃棄物対策の整備
いよいよ始まる
マイナンバー制度

第62号 (平成27年9月25日発行)

2015 DECEMBER Vol.63

● 改正廃棄物処理法
政省令案等の概要
医療機関に退蔵されている
水銀血圧計等回収マニュアル

第63号 (平成27年12月4日発行)

2016 MARCH Vol.64

● 第3回地球環境保全のための
3R推進フォーラム
「地域における3R社会の未来」

第64号 (平成28年3月25日発行)

2016 JUNE Vol.65

● 廃棄物の処理及び清掃に
関する法律等の見直しに
関する意見

第65号 (平成28年6月10日発行)

2016 SEPTEMBER Vol.66

● 食品廃棄物の不正転売防止
に関する産業廃棄物処理業
者等への立入検査マニュアル

第66号 (平成28年9月14日発行)

2016 NOVEMBER Vol.67

● 待ったなし！
加速する
PCB廃棄物の処理

第67号 (平成28年11月25日発行)

2017 MARCH Vol.68

● ① 第1回さんばいフォーラム
(MAMORU) 終了報告
② 廃棄物処理制度の見直し
方向性(意見具申)
③ 産業廃棄物処理の現地確認

第68号 (平成29年3月25日発行)

2017 JUNE Vol.69

● ① 廃棄物処理法改正案
(平成29年3月10日閣議決定)
② 廃棄物処理法施行規則改正
(平成28年4月28日公布)

第69号 (平成29年6月9日発行)

2017 SEPTEMBER Vol.70

● ① 水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行
令等の改正概要について
② 食品廃棄物の不正転売事案について
(総括)
③ 排出事業者責任に基づく措置に係る
チェックリスト

第70号 (平成29年9月26日発行)

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

分かりやすくして コンパクト 必携の一冊

よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠な manifests のしくみを分かりやすく解説！本冊子では manifests の書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には manifests についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。

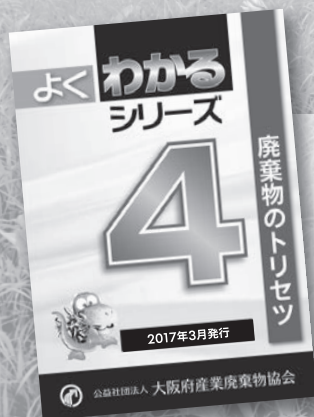


よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。

よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項を Q & A 方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。

廃棄物法制等普及促進シリーズ

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1
● 通知で見る廃棄物処理法

通知で見る廃棄物処理法
能野浩一
社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2
● 産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方

産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方
大仲 清
社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3
● 産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方

産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方
佐々木 雅一
社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4
● 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析

産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析 (第2版)
危機管理委員会
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5
● 廃棄物収集作業マニュアル

廃棄物収集作業マニュアル(第2版)
収集運搬部会
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

初版 2012年5月1日発行 第2版 2016年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6
● 循環資源市場実態レポート

循環資源市場実態レポート
再生処分部会
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7
● 産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方

産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方
—フェニックスの今後を考えるための論点の整理—
法政策調査委員会
社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8
● 汚染土壌処理の法規と実態

汚染土壌処理の
法規と実態
NPO 社団法人大阪府環境協会の
飯谷 保之
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9
● 廃棄物の定義と事業者の
特定に関するFAQ

過去の指導・助言事例を厳選集約
廃棄物の定義と
事業者の特定に関するFAQ
能野 浩一
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10
● 産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン

産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン
危機管理委員会
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2014年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.11
● 地域における3R社会の未来
(地球環境保全のための3R推進フォーラム実施報告書)

地域における3R社会の未来
(地球環境保全のための3R推進フォーラム実施報告書)
大阪府産業廃棄物協会
公益社団法人
大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

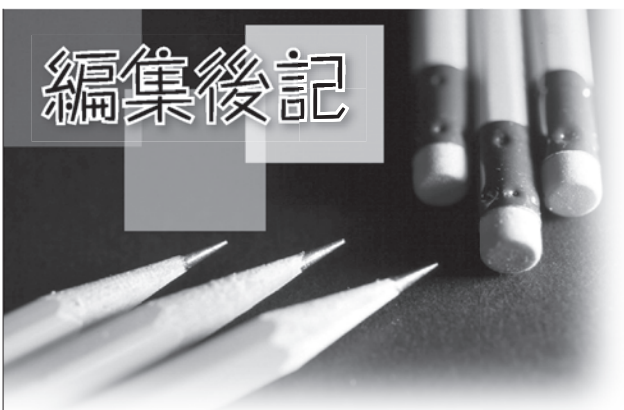
2016年11月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.12
● 廃棄物処理先進事例
調査報告書

廃棄物処理先進事例調査報告書
再生処分部会
収集運搬部会
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
Osaka prof. Industrial Waste Association

2017年12月1日発行

編集後記



先日海に出て船の上で竿を出しているとあまり近海では見ない魚が漂っていた。

潮の変化か、はたまた迷い込んだか、その魚は逃げようともせずに船の周りを漂っていたので捕まえて食べると中々美味であった。秋はおいしい魚が多く捕れるから好きだ。

しかし最近気持ちの良い春秋は一瞬で過ぎるように感じる。

いい加減⇒良い加減などの時は時間が早く、厳しい季節は長く感じるのは人の常だが、仕事も同様中々ちょうどいい時は続かない。

仕事があっても人手不足等に悩まされる、仕事が無かった時からすればありがたい話だがバランスが取れない。

産業廃棄物の業界でも今まで流れていたりサイクルから廃棄物に変わるとその対応を仕切れない為断ることも多々ある。今は良い仕事を運で取ることもあれば、手間暇かけても利益に結びつかない仕事は断られる様になってきた。その意味では釣りと言う時合いが来ていると思う。

慌ただしく年末に向かうこの時期だからこそ、企業としての明年の展望を明確に持つ季節では無いかと考えたい。

株式会社MFJ

福田 勝

Clean Life vol.71

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片渕則人
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	平尾道哉
委員	福田勝
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会







近畿地区 平成29年度日程表

講習期間 受講料	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成29年 4月					大阪会場：28日		大阪会場：27日
5月	京都会場 11日～12日 兵庫会場 18日～19日 滋賀会場 30日～31日				兵庫会場：12日 京都会場：18日		兵庫会場：11日 京都会場：19日
6月	奈良会場 20日～21日 大阪会場 28日～29日				滋賀会場：6日 奈良会場：22日	京都会場 27日～28日	滋賀会場：7日 奈良会場：23日 大阪会場：30日
7月			兵庫会場 19日～21日		兵庫会場：12日 京都会場：26日		兵庫会場：13日
8月	和歌山会場 8日～9日 大阪会場 30日～31日	兵庫会場 22日～25日			大阪会場：10日		大阪会場：9日
9月	京都会場 6日～7日 兵庫会場 12日～13日				和歌山会場：14日 大阪会場：29日		和歌山会場：15日 大阪会場：28日
10月				大阪会場 23日～27日	京都会場：4日	兵庫会場 12日～13日	京都会場：5日 兵庫会場：11日
11月					奈良会場：22日		
12月	大阪会場 14日～15日				京都会場：13日 兵庫会場：19日		大阪会場：13日 兵庫会場：20日
平成30年 1月	兵庫会場 30日～31日				大阪会場：18日 滋賀会場：23日		大阪会場：17日 滋賀会場：24日
2月	京都会場 7日～8日 和歌山会場 20日～21日		大阪会場 6日～8日		兵庫会場：15日 和歌山会場：22日	大阪会場 21日～22日	兵庫会場：14日
3月	大阪会場 7日～8日	京都会場 13日～16日			京都会場：7日 大阪会場：15日 奈良会場：23日		京都会場：8日 大阪会場：14日

(※1) 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は4日間となります。

(※2) 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は5日間となります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場	大阪会場	奈良会場
 (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	 (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL：06(6943)4016 (大江ビル3階)	 (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場	兵庫会場	和歌山会場
 (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	 (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL：078(381)7464 (日栄ビル3階)	 (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.71

クリーンライフ

第71号



平成29年12月1日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 片 淵 昭 人
組織広報委員長 瀧 田 篤 介

